

衆議院 法律委員會 議 錄 第 四 号

平成二十三年十二月六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小林 興起君
理事 熊谷 貞俊君 理事 黒岩 宇洋君
理事 階 猛君 理事 辻 惠君
理事 樋口 俊一君 理事 稲田 朋美君
理事 棚橋 泰文君 理事 大口 善徳君
理事 井戸まさえ君 理事 大谷 啓君
大西 孝典君 加藤 学君
勝又恒一郎君 川口 浩君
京野 公子君 桑原 功君
小室 寿明君 高井 崇志君
滝 実君 橋 秀徳君
玉置 公良君 中島 政希君
中屋 大介君 平山 泰朗君
皆吉 稻生君 宮崎 岳志君
河井 克行君 北村 茂男君
柴山 昌彦君 橋 慶一郎君
平沢 勝榮君 森 英介君
柳本 卓治君 漆原 良夫君
城内 実君 横糸 勝仁君

法務大臣 平岡 秀夫君
法務副大臣 滝 実君
総務大臣政務官 主濱 了君
法務大臣政務官 谷 博之君
文部科学大臣政務官 城井 崇君
最高裁判所事務総局人事局長 安浪 亮介君
政府参考人 菊地 敦子君
(人事院事務総局人材局長)
(総務省人事・恩給局長) 田中 順一君
(政府参考人)

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制 後藤 博君)
(法務省大臣官房司法法制 部長)
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 常盤 豊君)
(文部科学省大臣官房審議 官)
法務委員会専門員 岡本 修君

委員の異動

十二月五日
委員の異動
十二月五日
三輪 信昭君 補欠選任
川口 浩君
同月六日
大谷 啓君 補欠選任
高井 崇志君
橋 秀徳君 宮崎 岳志君
北村 茂男君 橋 慶一郎君

同日
北村 茂男君 補欠選任
高井 崇志君 大谷 啓君
宮崎 岳志君 橋 秀徳君
橋 慶一郎君 北村 茂男君

十二月五日
国籍選択制度の廃止に関する請願(鳩山由紀夫君紹介)(第五五八号)
成人の重国籍容認に関する請願(鳩山由紀夫君紹介)(第五五九号)
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(志位和夫君紹介)(第五六〇号)

同(岸本周平君紹介)(第五七七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第五七八号)
同(田名部匡代君紹介)(第五七九号)
同(仁木博文君紹介)(第五八〇号)
同(吉泉秀男君紹介)(第五八一号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第六二九号)

同日
同(笠井亮君紹介)(第六三〇号)
同(川島智太郎君紹介)(第六三二号)
同(穀田恵二君紹介)(第六三三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六三三三号)
同(志位和夫君紹介)(第六三四号)
同(塩川鉄也君紹介)(第六三五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第六三六号)
同(津村啓介君紹介)(第六三七号)
同(中野渡詔子君紹介)(第六三八号)
同(宮本岳志君紹介)(第六三九号)
同(吉井英勝君紹介)(第六四〇号)
同(渡部恒三君紹介)(第六七〇三号)
は本委員会に付託された。

刑の一部執行猶予制度新設についての慎重審議を求めることに関する陳情書(京都市中京区富小路通丸太町下ル小川達雄)(第四八号)
すべての刑事事件における全面的証拠開示を求めることに関する陳情書(名古屋市中区三の丸一の四の二河合良房)(第四九号)
罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三宇都宮健児)(第五〇号)
法曹養成制度全体の抜本的な見直しと司法修習生に対する給費制の存続を求めることに関する陳情書外一件(長崎市栄町一の二五森本精一外一名)(第五一号)

政府参考人出頭要求に関する件
裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)
○小林委員長 これより会議を開きます。
この際、委員長から一言申し上げます。
去る二日の委員会の質疑中、民主党・無所属クラブ所属委員から、委員会運営に支障を来すような不規則発言がありました。委員長として、このような不規則発言があったことは遺憾であります。今後、このような不規則発言は厳に慎むよう、委員長から改めてお願いいたします。

○小林委員長 内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案及びこれに対する大口善徳君提出の修正案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局人材局長菊地敦子君、総務省人事・恩給局長田中順一君、法務省大臣官房司法法制部長後藤博君、文部科学省大臣官房審議官常盤豊君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小林委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局安浪人事局長からの出席説明の要求がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

○小林委員長 御異議なしと呼ぶ者あり。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小林委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小林委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

裁判所法の一部を改正する法律案、これは法曹養成に絡む問題で、私もたびたびこの委員会で取り上げさせていただきました。ただし、私は、この給費制か貸与制かという問題は、法曹養成制度が抱える問題全体の中ではごく一部、しかも枝葉の部分にすぎないという理解でございます。

一枚目をこちらに添えてください。これは、総務省の行政評価局でつくった資料でございますけれども、法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書、二〇一〇年十二月の資料から抜粋したものでございます。

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の体系的イメージをちよつと図にまとめたものでございますけれども、そもそも、司法制度改革の基本理念というのは、自由かつ公正な社会の形成に資するというので、大きく三つの理念があった。「国民の期待に応える司法制度の構築」、これは法テラスという形で具体化されている。それから、右側の「司法制度の国民的基盤の確立」、これは裁判員制度という形で具体化されている。

さらに、ここで問題となっているのが、この真ん中の「司法制度を支える体制の充実強化(人的基盤の拡充)」というところでございまして、多数の法曹の養成及び確保を目指すんだということで、その下の矢印、「法曹人口の拡大」と「法曹養成制度の改革」ということをやっていくというものが平成十四年三月の閣議決定でございます。

法曹人口の拡大の方では、平成二十二年ころに

は司法試験の合格者を年間三千人、法曹養成制度の改革では、法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備するというので、その法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革に係る主な施策が下の方のフローチャートでございまして、司法修習は、右側の方に掲げてありますけれども、合格した後の話でございまして、その前にいろいろな関門があります。

まず、左から、「適性試験」、これは法科大学院に入る能力があるかどうかというものを検査するための試験でございますが、法律に無関係な試験で法科大学院の適性を見るということが果たして機能するかどうか。かつ、法科大学院の入試の選定基準に当たって、適性試験の成績が必ずしも考慮されなくていい仕組みになっているというのも、どうとらえるべきかという問題があります。

それから、「法科大学院」というところでは、ここに掲げている「主な目標」、修了した者のうち、七、八割が新司法試験に合格できるよう努めるとか、あるいは入学者の三割以上は法学未履修者等というふうになっていきますけれども、これがいずれも達成できていないというところはかねがね御指摘しています。

さらに、法科大学院では学費の問題もありません。国立で二百七十一万、私立で四百二十七万、大体かかると言われております。また生活費も、二年間であれば大体六百万円ぐらい、三年間であれば九百万ぐらいかかる。こういうことで、そもそも、法科大学院があることによってお金持ちしか法曹になれないということが生じているのではないかとこのところがございます。

お金がかかった上で、先ほど言ったように、新司法試験に七、八割は受かっていない。さらに三千人合格目標というの、達成されていないどころかまだ二千二人ほどです。そして、新司法試験が受からなかった人たちには三振制というペナルティーがありまして、五年間で三回失敗すればもはや受験資格を失って、平均して三百五十万程度

借金が残るといふように言われていまして、まさに、借金だけが残って何も残らない、二重ローンのような問題です。

そして、予備試験というルートもあるにはあるんですけども、これも後で指摘しますけれども、非常に狭き門です。

そういう関門を経た上で司法修習になるわけでございます。司法修習の前にはいろいろ解決すべき問題があるのではないかとこのことでは、質問に移りますけれども、法務大臣にお伺いします。

法曹養成制度のあり方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずると昨年のこの委員会で決議しました。一方で、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、いわゆる連携法附則二条の検討事項では、施行後十年を経過した場合、必要があると思われるときに、法曹養成制度の検討を行う、そしてその結果に基づいて所要の措置を講じることとなっておりますけれども、私は、こういう悠長なことではいけないと思っております。検討事項の文言にかかわらず、法曹養成制度全体について早急に見直すべきだと思っておりますが、その決意について、大臣にお伺いします。

○平岡国務大臣 階委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

今、階委員から御紹介がありました昨年の法務委員会の決議に基づいて、我々の方では、内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省及び経済産業省で合意をいたしました。法曹の養成に関するフォーラムというものを開催させていただいているところでございます。

法曹養成制度のあり方については、さまざまな問題点が指摘されているところでございまして、決議に基づいて、全体的な見直しというものを、検討を行うということで進めているわけでありまして、これには一定の時間が要するものだと思います。

務委員会の決議と今委員が御指摘になりました連携法の附則二条の検討事項との関係ということになりますと、我々の方では、このフォーラムでできる限り早くいろいろな結論といいますか、問題点の整理といいますか、してほしいということがありますけれども、附則二条の規定というものにもらみながら、現在開催中のこのフォーラムにおいて本格的な検討を進めてほしいというふうにも思っておりますし、フォーラムではできる限り早期に取りまとめを行う必要があるというふうにも考えているところでございます。

○階委員 大口委員にも後の方で質問したいので、なるべく端的にお答えをお願いします。

そうしますと、検討事項については、にらみながらという表現もありますけれども、必ずしも拘泥されないということなんでしょう。

それで、今後、もしこの閣法が原案どおり成立して一応貸与制に見直すわけですから、見直しの結果、貸与金の返還時期が到来する前に給費制を復活させるべしという結論が出れば、今貸与制でお金を借りた人の返還義務も免除されることはあり得べしという理解でいいのかどうか。明快に、端的に御答弁をお願いします。

○平岡国務大臣 ちよつと今、階委員の方から附則二条の規定にこだわらないという表現がありましたけれども、あくまでもこれは法律で決まっている話ですから、一応こだわらなければいけないとは思っています。ただ、十年たつたらすぐに結論が出せるようなことを頭に置きつつというような意味で申し上げたところでございます。

今の御質問の点ですけれども、返還義務が免除されるのかという点について言えば、これは我々としては、いろいろな見直しをする中でどういう結論が出てくるかわかりませんが、純粋に法律論的なものを言えば、立法上の措置によって免除をすることについては、法制的に不可能なことではないというふうには思っております。

○階委員 というところで、あくまで今回の閣法

は、未来永劫貸与制にするということではない。これは、理論的にもそうですし、我々政治家が覚悟を決めてやれば必ずそうなるということを確認させていただきました。

その上で、個別の論点に入っていきます。文科省に伺います。

適性試験と法科大学院は文科省の所管だと思えます。法科大学院については、修了者の七、八割を合格させるという目標や、入学者に占める非法学部の出身者あるいは社会人の割合を三割以上にするとという目標の達成からほとんど遠ざかっているという事は、前にもこの委員会で私の方から指摘させていただいております。法科大学院を中核とした法曹養成制度の改革、先ほどの資料一にもありましたけれども、この改革は失敗と言わざるを得ないのではないかと思っています。しかも、この点について、政務官、城井さん、いらっしやっております。お答えをお願いします。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

両論あるというふうには認識をいたしております。一方で、多様な経験、能力を有する法曹を多数輩出しているといった点では相応の成果ということも言えるかもしれませんけれども、実際には、新司法試験の合格率の低迷、そして法曹志願者の大幅な減少といった点では、制度全体が悪循環に陥っているという指摘があるということは承知をいたしております。

その上でですが、これを好循環に変えていくためにはということですが、まず制度が抱える問題の共通理解を深めること、そして見直し、改善に取り組むということを、これまでも、先ほど大臣からも御指摘のありましたフォーラムなどにおきまして、関係者が現在議論を行っているところであります。

○階委員 率直な御答弁、ありがとうございます。今までこの委員会で余り指摘されていなかった事項について、また城井さんにお伺いしたいんですが、今御答弁にありましたとおり、適性試験の

志願者、法科大学院の志願者、そして法科大学院の入学者がいずれも激減してきています。それに連動して、大学法学部の入学者も減少してきています。伺っています。こういったことが大学の経営にも悪影響を及ぼしているのではないかと思っています。

資料三というのをごらんになってください。これが激減の状況を示したものです。左上から、法科大学院適性試験の志願者数の推移ということ、見事に右肩下がりで、二十三年度から棒グラフが一本になったからでございます。この機関が一つになったからでございます。七千八百二十九という数字でとらえてみても、前年の多い方の数字、八千六百六十四よりは減っている。また、法科大学院志願者数の棒グラフも右肩下がり。法科大学院入学者数の推移も右肩下がりの度合いが大変強くなってございます。そうしたことで、城井政務官には、大学の経営への悪影響の点についてどうお考えになっていか、お願いします。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

議員御指摘の点について、事務方から報告をいたさせまして確認をいたしております。でございますが、法学部の入学者の減少についてであります。法科大学院の志願者数等とどのように関係しているかというところは必ずしも定かではないというふうには思っております。

ただ、その上でありますが、法科大学院専入をした後の法学部の教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待されるという考え方が司法制度改革審議会の意見書においても示されているということであります。その実態を踏まえて充実のあり方を今後検討してまいりたいというふうな存じます。

○階委員 そうすると、まだはつきりとした悪影響というの把握していないということを受けてみてよろしいですか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。法科大学院の志願者自体の減少というところの把握はしておるわけでありませうけれども、そこが、いわゆる法学部との関係というところについて、具体的にこういう部分があるからということろが、特に今、まずは国立大学のあたりから確認をしておりますが、そこはまだ確認ができていないということでありまして、引き続き検討を続けたいと思っております。

○階委員 いずれにしても、法科大学院については定員割れということも多数あつて、それ自体が経営の足を引っ張っているということはあると思ふんですね。

さらに加えますと、優秀な学生が、今までだったから、研究者にならうとしていた人が、まず法科大学院に進んで、修了後に司法試験に合格して法曹になってしまう。その結果、研究者にならうとする人材が減る。そうすると、学問としての法学を支える人材が減って、法学の発展を阻害するのみならず、法学部や法科大学院の教員が減少して、ますます教育の質が下がるのではないかと、懸念もあるんですが、この点についてはどうお考えになっておりますか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。法科大学院のカリキュラムにおきまして、研究論文の作成や外国法といった研究者養成に必要な基礎的な教育が十分なされる体制になっていないという指摘があることは十二分に承知をいたしております。

このために、例えばありますが、東京大学や京都大学におきましては、実定法学研究後継者や法科大学院教員の養成のための体制を強化するための取り組みを行っております。ほかの大学については、そうした取り組みの波及を期待したいという状況にとどまっていますというふうに思っております。文科科学省といたしましては、こうした取り組みを支援することによりまして、法科大学院の教員の養成、教育の質の向上を促進してまいりたいというふうに思っております。

○階委員 それから、従来の司法試験が、予備校での受験教育に頼って、それを経て合格していることによつて、余り法曹の質がよくなかつたんじゃないかという問題意識から、法科大学院では受験指導はやらないという方針だったと思うんですが、法科大学院の第三者評価基準が昨年三月に見直されました。司法試験の合格状況なども第三者評価基準に含まれたということで、これは当初の理念に反して、私は法科大学院の受験予備校化を招く自殺行為ではないかと思つているんですが、この点については文科省はどういうふうにお考えですか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

認証評価機関による法科大学院に対する評価について、平成二十二年四月に、文科科学省令を改正いたしました。質の評価に軸足を置いた評価基準方法への改善を行ったところであります。具体的には、先ほど御指摘のあったように、「法科大学院の課程を修了した者の進路」を評価項目に加える等の改正を行っているところであります。

ただ、この項目につきましては、法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみて、司法試験の合格状況等を含む法科大学院修了者の進路について適正に評価することが求められるということから加えられたものであります。

なお、この項目につきましては、平成二十二年三月の本改正に際して、その趣旨や留意事項を各法科大学院に通知しているところでございますけれども、その中に、法科大学院の修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものであるということに留意する必要があるということ、また、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが行われているかなど、法科大学院の

取り組みについて総合的に評価される必要があるということを示しているところでございます。

今後、そうした趣旨を十分に踏まえて周知してまいりたいというふうに存じます。

○階委員 一方で修了者の七、八割を合格させるという目標が達成できず、その改善が迫られる、また一方で受験予備校化を防ぐ、こういうのは、また、今のは大変苦しい説明だったと思いま

す。 こうしたことから、私は政策仕分けでも指摘させていただきまされたけれども、法科大学院というのは、制度のあり方そのものを抜本的に見直し、廃止も含めて抜本的に見直すことを主張しまして、そういった制度のあり方そのものを抜本的に見直すことを検討すべきという仕分けの結論になっていきます。

今後、どのようにその検討を進めていくのか。政務官、お願いします。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

先日の提言型政策仕分けでも、法科大学院につきましては、入学定員の適正化を計画的に進めること、産業界、経済界との連携をとりながら法科大学院制度のあり方そのものを抜本的に見直すことを検討することが指摘されたことは承知いたしております。

その上でありますけれども、基本的には、これまでのいわゆる法曹の養成に関するフォーラムでの関係者の議論というところが基本でありますけれども、文部科学省といったしましては、このたびの提言型仕分けを受けまして、タスクフォースを設置いたしました。そうした中教審ですとかあるいは法曹養成に関するフォーラムの議論に先駆けて、しっかり方針を示していこうということ、取り組みを加速することというふうにいたしております。

今後、議員の御指導をいただければと思っております。

○階委員 ありがとうございます。

それでは次に、新司法試験と予備試験について、今度は法務省の管轄になるかと思

います。資料四というのをごらんになってください。

これは、やはり総務省の行政評価局がまとめたものでございますが、平成二十二年のデータなんです。新司法試験の合格者と不合格者の得点の状況を示したものでございます。

合格した人数は、この真ん中や上に合格者計①二千七百四とありまして、合格率は二五・四％なんです。得点率でいいますと四九・二％、満点を一〇〇％として四九・二％とると合格できるということでございます。点数でいうと千五百七十五点満点中七百七十五点ということなんです。その下、七百七十四点から七百二十四点、最低合格ラインとの差が一点から五十一の幅に何と九百三十八人が入るということでございます。もしこの九百三十八人を合格させていざれば三千人という目標は達成できていたわけでございます。

一方で、なぜ七百七十五が合格最低ラインなのか。はつきり言って、この得点率を見ていただくと、四九・二というのがよく意味がわからない数字なわけです。例えば五〇パーなら五〇パーで切るというならまだわかるんですけども、四九・二で切るというのがよくわかりません。

三千人を目標にして、上位三千番に入れば合格

できるというふうな受験者は思っているはずなのに、実際には、法務省の説明では、これは競争試験ではなく資格試験で、上位三千番に入っているも合格基準をクリアしなければ不合格になるという御説明を受けています。しかし、今申し上げたように、三千番目の試験成績は最低合格ラインからさほど離れていません。最低合格ラインがなぜ四九・二％なのかということも意味がわかりません。

なぜ三千番目を不合格にしなくてはならないのか、受験生が納得できる説明をいただければと思

います。平岡国務大臣 御案内のように、司法試験の合格者というのは、専門的見地から司法試験審査委

員の合議によって判定され、司法試験委員会において決定されているというところでございます。そのときに、先ほど委員からお話がありましたように、資格試験といいますが、この司法試験というのには、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定するということをやっておりますので、まさに専門的見地から判断していただいているというふうな考えでおります。

○階委員 私は、全くそれでは説明になっていないので、受験生が聞いたらとんでもないと思うと思

います。そこが明確に説明できない以上は、資格試験という旗はおろし、三千人という合格目標も変更すべきだと思っております。

資料五というのを見ていただきたいんですが、これは、司法修習生の進路の内訳というところで、新司法試験に合格して修習を終えた人のうち、弁護士に登録していない人の割合というのが示されております。

未登録者が割合が真ん中より左側のところに書いてありますけれども、新六十期は三・三％だったのが、新六十一期は五・一％、新六十二期は六・七％、新六十三期になりますと、何と二けた台、一一・〇％に上がっている。もちろん、それは、右側の方には、その後、月を経るごとに徐々に登録する人はふえてきて、未登録者数は減るわけでございますけれども、とにかく、昔はこんなことは考えられなかった、修習が終わったらすぐ登録するというのが当たり前のだったのが、もはや当たり前ではなくなっているということでございます。

こうしたことから、現実問題として、合格者二千人とか、もつと少なく目標を見直すべきではないか、これは前回の質問のときも指摘しました。ここでは答弁は求めません。

それからもう一つ、予備試験について。資料六を

ごらんになってください。これはことし初めて実施した予備試験の結果を示したものでございまして、右側に私の事務所の

方で手書きで加えた数字がありまして、受験者のうち最終合格者がどれぐらいの割合になっているかということを示したものでございます。

見ていただきたいのは、一番下の一・八％、これは全体の中の最終合格率。一・八％、極めて低い数字です。それに加えて、「法科大学院修了」という項目が上の方にあると思いますが、法科大学院を修了して最終合格した人は五・七％なんです。法科大学院を修了すれば無条件で新司法試験の受験資格が与えられるはずなのに、予備試験を受けて五・七％しか最終合格できず、したがって、予備試験を合格して新司法試験の受験資格を得られる人はごくごくわずかということでございます。これは余りにも法科大学院を修了した人の合格する割合が低いということでございます。矛盾があるのではないかと。

どちらかの理由があると思います。一つは、法科大学院の教育が極めて質が低い。もう一つは、予備試験が極めて狭き門になっている。いずれにしても、この予備試験のありようは大変問題があつて、もつと門戸を広げるべきではないかと思っております。これも指摘するにとどめます。

それからもう一点、三振制度についても前回も指摘させていただきました。

法科大学院修了の七、八割が合格という目標も、合格者三千人という目標も達成されていない状況に加えて、今申し上げた、予備試験に通ることも至難のわざで、予備試験に通って新司法試験の受験資格を得て再チャレンジすること、三振制度は全体的に見直しの中でもまず真つ先に廃止すべきではないかということも、前回に引き続き指摘させていただきます。

そして、司法修習について、これはお尋ねしますが、法務大臣は弁護士資格を有するということでございますが、お聞きしたところによりますと内閣法制局に勤めていたということで、これは五年以上勤めると、司法修習を受けなくとも弁護士資格が取れるということなんです。

資料七をごらんになってください。

そこで、調べてみますと、弁護士資格認定制度というものがございまして、司法試験を受かりさえすれば、例えば企業法務の担当者だと、七年以上従事する、その後、認定を申請、以下手続が異なりますけれども、そういう流れで弁護士資格が得られる。また、国会議員とか、大臣がお勤めになった内閣法制局の参事官では、五年以上在職すれば弁護士資格を得られる。

きょうここで問題になっている、司法修習生の経済的負担をいかに軽減するかどうかという論点の關係でいうと、私は、この弁護士資格認定制度を広げていけば、修習を経ずに、その間の生活費の負担などもなく弁護士資格を得られるのではないかと考えています。そういう選択の幅を広げるべきではないかというふうにも思います。

例えば、国会議員が五年で弁護士資格を得られるというのは、私は企業法務の担当者もしております。まして、企業法務が七年かかるのに何で国会議員は五年で済むのかなと思っております。正直言つて、私は企業法務をやっていたときの方がよっぽど法律に精通していたと思います。そういうことを言つてはまずいですが、実際問題そうだと思います。確かに立法の作業にはかかわつていますが、多くのことは事務方がやつてくれています。我々は大きな方針を決めるだけですので、実務能力という点ではるかに企業の法務部にいた方が研さんを積むわけで、私は、国会議員五年を前提とするなら、企業法務の担当者とかあるいは公務員でそういう仕事に携わる方は三年ぐらいでもいいんじゃないかと思つています。

大臣に、この点について御所見を伺います。

○平岡国務大臣 国会議員については、当時、この法改正をするときにその議論をして、私も本会議場で、おかしんじゃないかということでも文句を言った経緯がありますので、意見としては余り変わらないと思います。

ただ、今回我々の提案させていただいている法案との關係でいけば、法曹資格を得るまでの経済

的負担とは弁護士資格認定制度というのは無關係の制度であるというふう到我々としては考えております。この間口を広げるかどうかということについては、別途いろいろな議論をしていただけたらというふうに思います。

○随委員 それから、修習のときの経済的負担に配慮する仕組みとして、私も修習生をやったときに、やはり家族持ちですから、借金をしないと給費制でも生活できないんですね。反面、時間的な余裕は企業に勤めていたときよりも全然あるわけで、時間的余裕がある中で、兼業ということもでき得る限り認めていいのではないかと思つています。時間が参りましたので質問はしませんけれども、そういったことも御検討いただきたい。

それから、大口先生には、済みません、通告しておきながら時間の關係で申しわけなかったんですけども、法曹養成制度全体を見直さなくちゃいけないという御党の主張には全面的に賛成しておりますし、それを早速に進めていかなければいけないということも共通でございます。ただ、前段で確認したとおり、今回閣法で出している貸与制というのも、これが未来永劫続くというものではないでございます。未来永劫続くというものではなくて、仮に貸与制にしても、途中から給費制に変えて、そして既に貸与制の適用を受けた方も返還義務を免れるという余地もあるということも御理解いただければと思つておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

質問を終わります。ありがとうございます。

○小林委員長 次に、中屋大介君。

○中屋委員 民主党の中屋大介です。きょうは、質問の機会をいただきました。ありがとうございます。裁判所法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。先ほどの随委員の質疑の中でももう既に出てきた数字で恐縮なんですけど、最初に三問、法務省にお尋ねして、司法制度改革の全体像というところをまず確認させていただきたいと思つています。このたびの司法制度改革の特徴として、司法試

験の合格者数を増加させようという問題意識が存在していたことは事実だと思つていますが、実際のところ、この司法制度改革が始まる前と後とで合格者数はどのように推移してきているのでしょうか。

○谷大臣政務官 お答えいたします。司法制度改革以前の司法試験の合格者数については、長きにわたつて五百人前後で推移しておりまして、平成元年の合格者数は五百六人です。その後、合格者数は少しずつふえてまいりまして、司法制度改革審議会意見書が提出された平成十三年には九百九十人に伸びております。

司法制度改革によって導入された新司法試験は平成十八年から実施されておりまして、平成二十三年までは新司法試験が並行実施されたところ、新旧司法試験を合格した合格者数については、平成十八年は千五百五十八人、その内訳は、新司法試験が千九人、旧司法試験が五百四十九人ということでありました。その後、増加して、現在では毎年二千人以上が司法試験に合格しております。

○中屋委員 ありがとうございます。司法試験の一年度当たりの合格者数というのは長きにわたつて五百人前後であったものが、これまでの期間で既に約四倍にふえているということですね。このことは、今回の裁判所法の一部改正に関して重要な前提条件であるというふうには私には理解していません。合格者数そのものが増加をしないという状況であるならば、ほかの政策を実施するためにこのような意向があるんだというような話も出てくると思うんですけれども、合格者数そのものは、もちろん三千人という掲げられた目標にまだ届いていません、まだ届いていませんけれども、二千人にまではふえている。年々着実に増加してきて、今二千人には及んでいるということと指摘をしていきたいと思つています。そこで、ここでまた一つ、かつての司法試験の周辺の風景を振り返つておきたいと思つています。かつて中学校や高校で配られた職業教育のプリントや冊子を思い出しますと、司法試験というの

は日本で最も難しい試験というふうを書いてあった記憶があります。それはもちろん現在でも基本的に変わっていないと思つていますが、例えば旧司法試験の時代、大学に入学しますと、司法試験の予備校が早速学内で入学の案内のパンフレットをど

んどん配つておまして、せつかく受験勉強が終わつて大学生になったのにまた勉強するのとか友達同士で冗談を言い合った記憶があります。ダブルスクールという言葉も普通に使われていたと記憶してあります。そして、そのころは、司法試験に合格するということは、その出題範囲の膨大さやまた難しさとも相まって、一般の国民から見れば、ある種の超人的な目標をなし遂げた人というふうなまなざしというのがある種あったというふうに思っています。

そこで、お尋ねしたいと思つていますが、法曹養成制度改革の際に言われていたことというのは、司法試験合格者数の増加とあわせて、司法試験のあり方そのものに対する問題意識もあつたと記憶していただけますけれども、旧司法試験制度におけるいわゆる一発試験の弊害ということでは、どのようなことが言われていたのでしょうか。

○谷大臣政務官 お答えいたします。先生の御指摘いただきました一発試験の弊害、これについては司法制度改革審議会の意見書にもそのことが触れられておりまして、いわゆる司法制度改革以前の旧司法試験については、開かれた制度としての長所を持つものの、受験競争の激化、合格率の低下によって、一つは、受験生の受験技術優先の傾向が顕著となつて、法曹の質を確保する、そういう上で重大な問題が生じている、二つ目には、長期間受験しても結局合格できない多くの司法試験浪人が生じている、こういうことによる社会的損失が看過しがたいというふうなことで、こういった弊害が指摘をされ、そういうこととがあるというふうな認識をいたしております。○中屋委員 ありがとうございます。受験技術に偏重したというところが一つあつたと思つています。そのことが、この法科大学院という

制度の根幹にある、プロセスとしての法曹養成という概念につながっていったのだと思うんですが、私は、そのプロセスとしての法曹養成という考え方の中で、一般教養あるいは幅広い教養ということが、また、人材の多様性ということが挙げられていると思います。

この幅広い教養が新時代の法曹を担う人材にとって必要である、あるいは多様な人材が入ってくるということが新時代の法曹にとって重要であるということ、これは繰り返し指摘をされていることなんでしょうが、そのような法曹人材が社会の中に入っていくということの意義について、御所見を伺いたいと思います。

○滝副大臣 お答えをさせていただきます。

基本的には、裁判官であれ、検事であれ、あるいは弁護士さんであれ、社会の中あらゆる分野の事例に直面するわけでございますから、当然、法律だけにではなく、社会全体のことが判断できるだけの能力、訓練が必要なわけでございます。そういう意味で、今御指摘のように、法科大学院というものを主体とした法曹養成ということになっているんだらうと思います。

したがって、今も御指摘いただきましたように、社会人の経験者も法科大学院の中には受け入れられる、あるいは法学部だけでなく他学部の卒業生も受け入れる、こういうことで出発いたしておりまして、文部科学省の基準でも、そういう法學部関係以外の人たち、約三割はそういう人たちで受け入れるように、こういう基準まで設定しておりますので、仕組みとしては、今御指摘のようなことを当然初めから前提にして今日まで来たというふうな認識をいたしているところでございます。

○中屋委員 ありがとうございます。

法科大学院の重要性ということを改めて確認することができたと思います。

そこで、次に、法科大学院の現状についてお尋ねしたいと思います。

法科大学院に在籍しておられる方やこれを修了

された方とお話ししておりますと、とにかく、制度開始の当初言われていた条件と随分違うんじゃないかという不満とか不信の声が強いのというふうな私は思っております。とりわけ、合格率が、当初言われていた、法科大学院に入学すれば七割、八割が合格するというのではなくて、それよりもかなり低いではないかということが言われていると思います。

それで、文部科学省にお尋ねしたいのですが、法科大学院の近年の運営状況について、特に合格実績などの成果が上がっていない学校への対応については、現在どのようなふうになっているのでしょうか。また、これは法学系に限らず、文系の研究者に関しては共通する課題だと思えますが、地方に所在する法科大学院の振興の状況についてもお考えを伺いたいと思います。

○常盤政府参考人 お答えをさせていただきます。

法科大学院の運営状況というお尋ねでございますけれども、法科大学院につきましては、これまで一定の評価がなされている一方で、一部におきまして、新司法試験の合格状況が低迷するなど、教育の質に課題を抱えているということが指摘をされております。各法科大学院におきましては、中教審の法科大学院特別委員会が提言をいたしました教育の改善方策を踏まえまして、教育内容の充実あるいは入学定員の削減等に取り組んでいるところでございます。

入学定員につきましては、平成二十三年度までにすべての法科大学院が定員見直しを実施いたしました。ピーク時に比べて千二百五十四人、全体に占める割合としては二割減の、四千五百七十一人となっております。

また、実入学者数につきましては、厳格な入学者選抜等に伴いまして、平成二十三年度は三千六百二十人と、ピーク時に比べて約四割減少という状況でございます。

文部科学省といたしましては、中教審が実施する教育の改善状況の調査であるとか、深刻な課題

を抱える一部の法科大学院に対する財政支援の見直しなどによりまして、引き続き、各法科大学院に対して、教育内容、方法の充実や入学定員の削減を初めとした組織見直し等の改善を促してまいりたいと考えております。

また、地方の法科大学院の役割ということでお尋ねをいただきましたが、地方の法科大学院は、地元に着目した法曹の養成であるとか教育を受ける機会の確保の観点から非常に重要であると考えております。司法制度改革審議会の意見書におきましても、地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきとされておりまして、現在、北海道から九州、沖縄まで、全国的な広がりを持って設置をされているところでございます。

文部科学省といたしましては、中教審の報告も踏まえながら、法曹養成機関としての機能、実績などに留意をいたしながら、適正な教育水準が確保されるように、入学定員の見直しあるいは統廃合などの組織見直しを促進していくわけでございますけれども、一方で、全国的な適正配置とか学生の学習機会の確保にも配慮できるように取り組んでいきたいというふうな考えております。

○中屋委員 ありがとうございます。

ちよつと私の個人的な経験で、法科大学院に在籍したことはないんですけども、大学院重点化の後の文系の大学院に在籍した経験もありまして、そのころの経験から、個人的な思いとして、特に大学院というものについては、出口戦略といいますが、それを出た後、それをどういうふうにするのか、それが自分の人生に生かしていくのかということをしつかり考えないとかえって問題が生じるのではないかと、今このような質問をさせていたいただきました。

法科大学院の運営状況に関しては、特に中教審の方で、制度全体が悪循環に陥りつつあるというふうな非常に厳しい表現をなさったことを、私自身は、非常に大きなことというか、重たいことだと受けとめました。かなり踏み込んだ表現とい

ますか、強い表現だなというふうな思っております。

文部科学省自身の役割として、教育機関がその本来の設置目的をしつかり果たしているかどうかということや監督するということか、本来の教育目的に合致した状況であるのかどうかということを見るところというのは教育行政の、学校行政の基本的な役割だと思っておりますので、今後ともしつかり文科省の役割を果たしてもらいたいというふうに思っております。

続いて文科省の方にお尋ねしたいと思っております。先ほども少し触れましたけれども、多様な人材という概念に関連して、他学部の出身者など、いわゆる法学未修者の受け入れについてであります。

法科大学院の制度としては、既修者の入学を主に想定した二年コースと未修者の入学を主に想定した三年コースの設置がいずれも可能であつて、枠組みとしては法学未修者への配慮もなされた形になっておりますけれども、未修者の合格率が既修者に比べて大幅に低く、直近では入学者数も低迷するなどしておりますので、何らかの対策が必要となる時期に来ているのではないかと考えます。

私の問題意識として持っているのは、例えば法学部など学部教育で法学を体系的に学んだことはいなくても法学の道への関心や志は持っているという人を想像したときに、少人数で密度の高い教授を行うことを前提にして、期間当たりの授業料も一般に学部比べて高額である場合が多い法科大学院にいきなり入学することには、必ずしもすべてのニーズにこたえていないのではないかと、今このように思っています。

そこで、一つの提案なんですけど、二年コースと三年コースという現行の形も残しながら、より低廉な学費で基礎的な事項を体系的に学習できる予科のような制度を充実させることはできないだろうか。例えば、法学部の学部教育の三年次への編入学、いわゆる学士入学、これは各大学で自主的に昔からある制度だと思っておりますが、これをもつと拡充して使い勝手のいいものにするなどとい

たことも想定できると思いますが、いかがでしょうか。

また、そうした大きな枠組みの話とは別に、現在の法科大学院制度のもとで、厳しいスタート地点からスタートしている法学未修者に対して何か経済的支援を充実させることはできないかとも感じます。

法科大学院における法学未修者教育の充実に関して、文部科学省の御所見をお尋ねします。

○常盤政府参考人 法科大学院における法学未修者の教育については、非常に重要な課題であるというふうには認識をしております。私どももいたしましては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるという観点から、一つは未修者教育の充実という問題、それからもう一つは、経済的支援の充実ということが重要であるというふうにお考えをしております。

まず、先生からお話のございました法学未修者の教育の充実でございますけれども、現状の御説明ということになってしまいますが、中教審の法科大学院特別委員会の提言を踏まえまして、法学未修者につきましては、三年間の教育を行うわけでございますが、その一年目におきましては、法律基本科目を学修いたしますが、その基本科目の単位を増加して、より基礎的な部分の教育の充実を図ろうという方向が、提言が打ち出されております。それを踏まえて、文部科学省としては、省令改正を行いました、そういうことが可能になるようなことを実現いたしました、未修者教育の充実を図るということを進めているところでございます。

それからもう一点、経済的支援策でございますけれども、経済的支援策につきましては、奨学金の貸与であるとか授業料減免措置が実施をされております。

このうち奨学金でございますけれども、日本学生支援機構が行う奨学金事業につきまして、法科大学院生に対する奨学金の貸与月額額は一般の大学院生に対する有利子奨学金の上限に比べて高い金額も選択できるということにしております。また、法科大学院生の中では、奨学金の貸与基準を満たす希望者については、現状においてその全員に対して奨学金を貸与できているというような状況にございます。

授業料の減免措置につきましては、二十四年度概算要求におきましてその充実を図っているという状況でございます。

○中屋委員 ありがとうございます。では、また法務省への質問に戻りたいと思っております。

先ほど階委員も触れていただきましたけれども、若い法曹の方と話しておりますと、特に五年間で三回までという現在の受験回数の制限に対して、司法試験の合格率が当初言われていた七割、八割という数字になっていない以上、余り過酷だという声が多く聞かれました。一方で、回数制限という発想そのものは、旧司法試験の時代に合格するまでの期間が長期にわたる傾向が見られたことから設けられたものということも認識をしております。

したがって、私の思いとして、回数制限を撤廃せよとまではいかないにしても、年数もしくは回数あるいはその両方において一定程度緩和するということは必要ではないかと思っておりますが、御所見をお尋ねします。

○滝副大臣 ただいま回数の問題について御質問がございました。当然、この出発点としては、当時言われておりましたのは、例の司法試験浪人、あたら青春時代を試験だけで埋めてしまうというのは、何となく人材の育成としてはいかがなかなということ、回数も設ける。あるいは、年数も、三年間連続で三回というのはいろいろな事情があつて難しからう、したがって、五年間という余裕を持つて設定をしたということでございます。

しかし、その後の実態を見れば、やはりいろいろな角度から検討するというのが委員の御指摘だと

と思います。現在政府で設定しておりますフォーラムにおいてもそんな問題を取り上げていく、こういうことにしなければいけないというふうな今受け取らせていただきました。

○中屋委員 ありがとうございます。

さて、このたびの政府案は、経済的事由を理由とした奨学金の一時的な返還猶予の仕組み、これを新たに設けるということですが、今回この規定を盛り込むこと、趣旨について、改めて簡潔にお伺いできればと思うんですが。

○滝副大臣 この問題は、昨年の当委員会、裁判所法の一部を改正して暫定的に給費制を設けるという一部改正法案が採決された折に、委員会の決議として実はつけられた問題でございます。

その中で、個々に司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、こういう決議の第一項、あるいは、その他の第二項ということに基づきまして、早速、司法修習終了後十五年以内の弁護士さん等について調査結果を出したところでございます。

その調査に基づいて、十分な収入、所得を得ていない方々がおおいことになる、こういうようなことが判明したものですから、そういうことも踏まえて、経済的な理由によつてスムーズに返還できない場合等につきましても何らかの対応をするというのが今回の法案の基本的な目的でございます。

○中屋委員 ありがとうございます。

もちろん、大きな、法曹養成制度全体が重要であるという認識は、私もそのとおりだと思っております。一方で、今回の改正案の審議という点では、給費制の存続あるいは貸与制への移行かという点もまた一つ大きな要素だと思っておりますが、この問題については、私自身は個人的に激しい葛藤を覚えながら、この間考えてまいりました。考えれば考えるほど自分自身の中に二つの思いが並び立って、どちらの側に立つべきかと非常に考えさせられました。政治とはそういうことなのかもしれませぬけれども、大変苦しい思いをしたこと

ろであります。

まず一つ目の立場は、現在、法曹を目指して日夜勉強に励んでおられる方々への心情的な共感です。

この件に関しては、皆様御存じのとおり、若い法曹の方々やまた法科大学院に在学しておられる方々、修了生の方々から切々とした訴えを伺っております。私自身、現在三十三歳ですが、約十年前、ほかの学部の文系の大学院に二年間、籍を置いたことがございます。また、友人の中にも、研究者を目指して頑張つてきた人たちが何人もおりまして、そういった方々のことを思うと、この決断というのは大変に重たいものだなというふうな感じております。

学部時代の同級生たちが、社会に出て給料ももらって、社会人として手腕を磨いて、その結果、保護者も安心していらっしゃるという、人生のレールに順調に乗っているのを横目で見ながら、ひたすら机や本棚やコピー機に向かって見ながら、ひたすら机で、このことを思うとき、私自身の経験を幾つか思い出したんですが、個人的な経験ですけれども、二つをちょっと御紹介したいと思います。

まず一つ、大学院生のときですが、学部時代の友人が結婚することになりました。結婚式に招かれました、それで共通の友人からメールで、友人一同、それぞれ御祝儀は三万円です。友人が持つていないかという提案が来たんです。友人が持つていく御祝儀の金額としては大体常識的な金額だろうと思うんですが、当時、私には三万円というのは物すごい大金で、それだけの余裕がなくて、そのメールに対して、自分は頑張つて一万円しか出せないから、どうか金額をそろえるということと勘弁してもらいたいという返事をして、気まずい雰囲気をつくつたことを覚えております。今でも覚えていたこと、当時はかなり惨めな気持ちになつたということです。

もう一つ、大学院に入学するとき、学部でも奨学金を借りていましたので、修士課程の最後まで行けば合計で四百万円の借金を背負うことが確定

してしまいました。そのとき、ふつと不安になって、もし返し終わる前に自分が死ぬようなことがあつたらどうなるだろう、親に借金を残しても死んだらどうしたら本当に親不孝だと思つて、そういうときに親に心配かけないようにと思つて、そのとき初めて、死亡保険金が五百万円ほどの、月々の掛金が二千円足らずの生命共済に加入しました。これは本当に切実な気持ちであつたんです。

何が言いたいのかといいますと、学部を出てそのまま大学院に進んだ若者にとっては、たとえ人生の先輩方にとってはそう大きくないように見える金額であつたとしても、想像もつかない、途方もない大金なんだということなんです。今回、若い方々が連日声を上げておられたことの背景にそういった切実な心情があるということは、痛いほどに伝わってきました。

しかし、なぜそこで私自身に葛藤が生じたかということなんですか。私自身はもう一つの問題意識も持っているからです。

一つは、今回の貸与制への移行ということは、何年もかけて進められてきた司法制度改革において予定されていた内容でもあつて、またしかも、司法試験合格者の大幅な増加とプロセスとしての養成ということと一体不可分のものであるということにかんがみれば、いつまでも従来の制度のままで残すということとはできないだろうというふう

に思うところであります。また、昨年の延長の際に指摘された事項を踏まえてフォーラムでの議論がなされ、今回、このような経済的事由による一時的な返済猶予という条項が加わつたという経過を見ても、これ以上の延長は難しいのではないかなというふうに私個人は感じているところであります。

最後に一言申し上げたいと思うんですが、大学生時代に飛び交つていた言葉の一つに、奨学金を借りるというのは今の自分が将来の自分に対して借金をしているんだということをよく言い合っていました。そうとも言えるんですけれども、この年齢になつて奨学金をやつと完済したと

いう喜びの声を周囲の友人から聞くときに、また別の見え方もしてきました。

それは、この期間、長い間お互いよくも何とか生き抜いてこられたなという実感であり、同時に、奨学金というものは、充実した高等教育を受けることでよりよい職業生活を、あるいはもっと広く、よりよい人生を生きようと決意した過去の自分から現在のの自分に対しての投資でもあつたというところであります。

法曹を目指す皆さんの人生が実り多いものであるということをお祈りして、済みませんが、後とも司法制度改革の議論に真摯に向き合つていきたいということをお誓いして、済みませんが、間にになりましたので、私の質疑を終わりたいと思います。

きょうはありがとうございました。
○小林委員長 次に、漆原良夫君。
○漆原委員 おはようございます。公明党の漆原でございます。

平岡大臣、法務大臣御就任、本当におめでとうございました。この司法制度改革、十数年におわたつて先生と一緒に議論をさせていただいたことを本当に懐かしく思つております。そういう方が大臣になられて、また司法制度改革についても一度見直しの観点から御意見を聞けるということは、非常にうれしく思つております。きょうは、メーンは修正案に対することでございますが、大臣の御所見もお伺いしながら進めていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、司法修習生に対する給費制がいいのか貸与制がいいのかというふうな議論を聞いておりますと、将来高額収入が予定されている弁護士さん

に何でそんな給費を国が負担しなければならぬのかとか、あるいは場合によっては、法曹三者の既得権ではないのかというふうな声も聞かれてくるわけでございますけれども、今回の政府の法曹養成に関するフォーラム第一次取りまとめを見させていただいても、どうも議論が経済的な側面が中

心となつていて、私は、本当になぜ給費制が必要なのかという理念の点が欠落してたんじやないのかなというふうな思つて、大分議論が矮小化されてるんじゃないかという危惧を持っておるわけでございます。

戦前の我が国の法曹養成制度を見ますと、判事、検事の試験と弁護士士の試験は別々でありました。そして修習も、判事、検事、そしてまた弁護士、それぞればらばらで修習をしていました。しかし、昭和二十二年、戦後になりました、新憲法施行とともにこの法曹養成制度が改められました。判事、検事、弁護士士の統一試験、統一修習、そして修習生に対する給費制ということが採用されたわけですね。

新しく統一試験、統一修習、そしてこの給費制が導入された趣旨を大臣にお聞かせ願ひたいと思つております。
○平岡国務大臣 お答えいたします。

漆原先生には、本当にこの法務委員会、司法制度改革のみならず、各般の法案審議に当たつてもいろいろ御指導をいただいております。この場をおかりして感謝するということも変わすけれども、ぜひこの法務委員会が、引き続き活発な議論が行われる、そういう委員会であつてほしいというふうにも思つておるところでございます。

それはさておきまして、今御質問のあつた件でございまして、戦前の制度について、我々が認識しているところをまずお伝えしたいと思つてます。

戦前では、今、漆原委員が御指摘になりましたように、法曹の養成が一元化されていなくて、状況の中で、例えば判事、検事の養成については、司法官試験として裁判所及び検事局において実務修習をした上で試験を経ることとされていたのに対して、弁護士士の養成については、弁護士試験という形で弁護士会において実務修習をした上で試験を経るといふふうな形にされていたと承知しております。

の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであつて、法曹たる者はひとしく高度の一般的教養と法律的素養とを身につけていくべきであるということから、試験の方も統一の資格試験である司法試験になりまして、それに合格した上で、専門的修習である司法修習を終えた者に法曹資格を付与するということにされました。

また、司法修習生に對しては、給費制ということで、司法修習生が司法修習期間中の生活の基礎を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための一つの方策として給費制が採用されてきたものと理解をしております。で、

○漆原委員 同じ質問を提案者にいたします。
○大口委員 漆原委員、本質的な議論を展開していただいております。まさしく、こういう新憲法との関係からいろいろと議論していくということが大事であると思つてます。

それで、戦前は、法曹養成は一元化されていなかった。それを、反省の上に立つて、新憲法におきましては、やはり人権の尊重、これを基本原理として、三権分立、司法権の独立を定めた。裁判官、検察官、弁護士は、いずれも司法制度の担い手であり、法曹三者の分化は司法に寄与する面の差異によるものであつて、法曹三者いずれも、一つの職務の遂行が不十分であつても、どこかが十分であつても司法の機能は不完全となること

が免れないわけでありまして、そういう点で、法曹はもと同根であり、一体であるべきである、こういうことでございまして、法曹三者は、同一の資格に基づき、同一の研修を経て法曹資格を取得するとされるということにございまして。

そういうことでございまして、また、給費制につきましても、このような趣旨で国が義務づけた司法修習でありますから、司法修習生に對して給与を支給する、こういう給費制度がとられたわけでありまして。また、統一修習制度というのは、法曹三者それぞれの立場から事件の見方を学ばせる、こういう

ことになって、広い視野、物事を客観的、公平に見る能力、こういうものも養うということ、法律家間の相互理解を深める意義もございませぬ。

いずれにしましても、司法修習生については、修習専念義務が課されている。副業等は禁止されている。また、生計を維持する手段を制限することの反面として、生活費を保障する必要がある。そして、修習中も、国が決めることで、居住地を制約する面もあります。家庭の経済事情によって困難を来すことのないように、最低限の生活保障は不可欠であるところから、給費制が認められた、導入されたということでございます。

○漆原委員 大臣のお話の中でも、また大口委員のお話の中にもありましたように、全く同じことをおっしゃっているんだなと思っております。法曹三者は同一、同根、平等ということなければ本当の意味での基本的人権の擁護はできないという発想に基づいた制度なんだなというふうに思います。

いろいろな大先輩から話を聞いていますと、戦前は、ある意味では法曹界の中で官尊民卑の風潮があった。判事、検事は、おれは難しい試験を受けたって、難しい修習をして判事、検事になったんだ、弁護士は我々と違うランクの少し低い試験を受けて、弁護士会の修習を受けて法曹になったのだ、だからちよいと質が違うんだというふうな風潮があったと聞いております。裁判所で判事、検事、弁護士が法律論争をするわけでありませぬから、そういうときに、やはり弁護士さんが判事、検事と同等という立場でなければ、法律論争ではある意味では頭から負けているわけですから、そういうことであってはならない。

そういう意味で、そういう官尊民卑みたいな風潮を撤廃して、基本的人権の擁護に当たるといふ新憲法の精神に基づいて、同じ試験を受けた、同じ修習をした、給費制であった、こは非常に私は、統一試験、統一修習というのは、法曹三者が同等で、同じ立場で司法を維持し人権の擁護に当たるといふ、こういう大きな理想に基づいた制度

の変革だったんだなというふうに思います。したがって、その流れの中で給費制もあるということ、私は申し上げたいと思っております。

ところで、政府の法曹養成に関するフォーラムにおける給費制の論議は、専ら、修習生の経済的困難がどうか、あるいは修習生が弁護士になった場合にどのくらい収入があるかといったふうな、本当に経済的側面だけが議論されて、憲法との関係でこの統一修習、統一試験、給費制はどうなんだ、あるいは人権擁護の観点からどうなんだという理念の議論が欠落していたんじゃないかなという実感を私は持っておりますが、この点は、提案者、いかがお考えでしょうか。

○大口委員 まさしく、基本的人権の尊重を確保するためには、やはり裁判官、検察官と弁護士が対等であるということが根本でございます。そのための統一試験、統一修習、そして給費制、三位一体でこれを確保したということでありませぬ。

ところが、委員御指摘のように、法曹養成に関するフォーラムの議論におきましては、専ら修習終了後の弁護士の経済状況を中心に司法修習に対する経済的支援のあり方が議論され、理念的な議論はほとんどなされなかつた、そういうふうな認識をしております。

昨年の衆議院法務委員会において、法曹養成に関する制度のあり方全体について速やかに検討を加えるべきだ、この中には、当然、理念から説き起こしていくということ、そこから出発をしていくことが大事になるわけです。それが十分なされていないということでございますので、本修正案におきましては、法曹養成に関する制度について、平成二十五年十月三十一日まで、別に法律で定める合議体の機関において、今お話のあったような基本的人権の尊重に関し法曹養成制度が果たしている意義、こういった基本的な、また理念的なテーマ、こういうものも議論して、そして、望ましい法曹養成制度とは何か、これを議論することが求められる、こういうふうな考えております。

○漆原委員 もう一問、提案者にお聞きしますけれども、そもそも日本のように司法試験に合格した者に対して国が修習を行っている例は他にないのかどうか、また、その場合に修習生に対する費用の負担はどのようになっているのか、いかがでしょうか。

○大口委員 日本と同様、司法試験合格後の実務研修制度を国が運営しているドイツ、あるいは韓国も旧制度がそうでございますが、挙げられませぬ。

ドイツでは、司法試験の第一次試験合格後、二年間の修習を行い、修習生には国費から給費が支給されます。

また、韓国の旧制度は、日本の旧制度と同様、司法試験合格後、大法院傘下の司法研修院で二年間の研修が行われ、研修員の給与は国費から支給されていた。韓国につきましては、二〇〇九年の三月以降は、法学専門大学院制度、ロースクールを開始されたわけでありませぬが、韓国は、法曹一元を実現する、司法試験は弁護士試験となつて、研修は弁護士研修のみとなつたということ、司法修習はやらぬ、みんな弁護士になつて、弁護士からさらに判検事になつていく、こういう法曹一元が実現したわけでありませぬが、二〇二二年までは併存しております。そして、司法研修については国費が支給されているということでございます。

日本の現在の法曹養成制度では、法科大学院が原則三年、それに加えて司法修習が一年、こういうことになってございまして、司法修習もすべて自己負担とすることは諸外国に比して極めて負担の大きい制度だ、こういうふうな思います。

○漆原委員 大臣への質問の最後でございませぬけれども、仄聞しますところ、大臣は、かつて給費制の維持を前提とした、いわゆる平岡案と私は名づけておるんですけれども、平岡私案というものを提示されて、給費制の維持を求める日弁連の皆さんやあるいは司法修習生に大変喜ばれたということを聞いておるんですが、その平岡私案という

ものを提示できたら、おっしゃっていただけあればありがたいと思います。

○平岡国務大臣 今、漆原委員の御指摘でございますけれども、政府の方では、御案内のように、法曹の養成に関するフォーラムというものを開催いたしました、ことしの八月三十一日に第一次取りまとめということで、貸与制を基本とする、ただし、経済的な問題を抱えた人に対しての猶予措置みたいなものを盛り込んでいくというようなことをまとめられたわけでありませぬ。

このフォーラムの結論を得まして、取りまとめを踏まえまして、我々として、我々というのは政府として、どういうものを提案すべきなのか、法案として提案すべきなのかということを、法務省内でも議論いたしましたし、民主党の法務部門会議の中でもいろいろ議論をさせていただきましたということでございます。

その過程の中で、例えばこんなことは考えられないだろうかというふうなことで、意見として発言させていただいたりしたことはございませぬけれども、正式に平岡私案というものを出してそれをもとに議論したということではございませぬ。どういふものにするかという結論を得るまでの過程の中で一つの意見であったというふうに御了解いただければと思ひます。

○漆原委員 大臣が給費制を何とか維持できないかというところで御苦労されたということを大変評価しております。

以下は、修正案の提案者に尋ねます。

まず、修正案の趣旨を簡略にお述べいただきましたと思ひます。

○大口委員 まず、これまでの委員も、現行の養成制度というのはさまざまな問題があると。法科大学院の志望者の減少、司法試験合格者の低迷を初めとして、さまざまな問題が指摘されているわけですね。

そこで、昨年、衆議院の本委員会決議で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え」とされたわけでありませぬが、こ

の制度全体の見直しが非常に喫緊の課題である。連携法というのがあるわけですが、それによりますと二十五年四月以降見直し、それは待つていられない、前倒しで議論をしなければならぬ、こういう認識。それまでの間は、やはり貸与制ではなくて、それを停止して、給費制に戻して支給をする、こういう趣旨でございます。

○漆原委員 政府案の改正部分、これは修習資金の返還猶予事由の追加、この部分を修正案では除いて、削除しておりますが、理由を聞きたいと思ひます。

○大口委員 これは、私も、平成二十五年十月三十一日まで貸与制度への移行を停止し、司法修習生に対し給費を支給する、こういうことでございますので、貸与制を前提としたこの返還猶予事由の追加、これを削除させていただいたわけですね。

○漆原委員 昨年、暫定的な措置として一年間給費制を延長したわけでございますけれども、さらに二年間、二十五年十月三十一日まで延長する必要があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○大口委員 昨年、私も法務委員会の理事として、これにかかわらせていただきました。その中で、やはり司法修習生に対する経済的支援のあり方についてはしっかりと議論をしなければならぬ。それは、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置のあり方について検討を加えるだけではなくて、やはり法曹養成に関する制度のあり方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずるといふことで、法曹養成制度全体のあり方について検討する、こういうことになっていたわけですね。

今回、六大臣の申し合わせによって法曹の養成に関するフォーラムで検討されたわけでありまして、フォーラムでは、経済的支援のあり方についての議論は二回行っただけで、法曹養成制度のあり方全体についての議論は全く行われていない。経済的支援の議論についても、当初から貸与制あ

りきであつたように思われます。政府における検討は不十分だつたと云々ざるを得ません。

そこで、今、法曹養成制度については、さまざまな問題点がこの委員会でも指摘をされている現状を踏まえ、やはり制度全体の見直しを早急に行う必要がある。貸与制についても、この全体の見直しの中で、法曹養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ検討が行われるべきであるというところで、その間については、貸与制への移行を停止し、そして給費制を復活、維持をして、給費制を二年間延長するものとすべきと考えた次第でございます。

○漆原委員 今、大口さん、修習生への貸与制について、全体の見直しの中で、法曹の養成に関する司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ検討が行われるべきだといふふうにお答えになりましたが、もうちょっとわかりやすく言うと、どんなふうになるんでしょうか。

○大口委員 法曹養成制度は、法科大学院、そしてまた司法試験、そして司法修習、こういうプロセスとしての法曹養成が全体としてあるわけですね。その中で、司法修習というものが実務修習の中心になるわけでありまして、法曹養成全体の中で、法科大学院と、司法修習の位置づけでありますとか、司法試験との連携でありますとか、そういうことを抜本的に議論しなきゃいけない。その中で、法曹養成制度における司法修習というものが、やはり理念からいっても、あるいは法曹の実務能力をアップすることからいっても、非常に不可欠である。そして、これはしっかりと修習に専念してもらわなきゃいけない。

そのためには、やはり国が国家戦略として、法曹というのは、これからグローバル社会においても法的な能力を持った人がどんどん社会の中で活躍していかなくちゃいけない、そういう国家戦略の立場からいっても、人材育成の立場からいっても経済的支援をやるべきだ、こういう議論もあるわけですね。そういう点では、この司法修習というものの位

置づけを法曹養成全体の中でちゃんとしっかり考えて、そして経済的支援についてあり方を考えていく、こういうことが大事であつて、全体的なところがしっかりと議論されなければ、司法修習の位置づけもはっきりしないし、経済的支援についてもあり方も検討できないであろうということでございます。順序が逆である、やはり法曹養成制度全体をしっかりと議論することから出発すべきだといふ考えでございます。

○漆原委員 法曹の養成に関する制度の見直しが必要であるとしても、貸与制に移行した上で検討すればいいのであつて、何もその間、給費制を維持する必要はないのではないかと意見もあるんですが、これに対してどういふふうにお答えになるでしょうか。

○大口委員 貸与制に移行するというのは、司法制度改革の中で、法曹養成制度の一連の制度変更の一つとして行われたものであるわけですね。これは、平成二十二年ころに司法試験の合格者数を年間三千人程度とすることを旨とされ、平成十四年三月十九日の閣議決定を踏まえて、司法修習生が年間三千人程度に増加することを想定した財政負担のあり方が重視されたものである。しかし、現実には二千人程度にとどまっているわけですね。そういう点では前提が崩れている。

それからまた、法科大学院の志望者数が、当初四万人であつたものが今七千八百二十九人と、五分の一に大きく減少しているわけですね。そして、そういう点では、法曹志望者数は制度変更当初から大幅に減少しているわけですね。

その原因として、司法試験合格者の低減があるほか、やはり法科大学院の学費の負担、これは、学費は国公立で年間八十万四千円、私立は年二十万程度、ほかに入学金があるわけでありまして、奨学金、借入金の平均は大体三百五十万、こういうことも言われているわけですね。そして司法修習生の就職難、これは委員会でも御指摘がありましたように、新六十三期司法修習終了者のうち、一括登録時点では、任官、任検を除く未登録

者が二百十四人、一一％、これも陪議員が指摘されておりました。また、若手弁護士は経済的な苦境等の経済的負担の重さが指摘されているわけですね。

そういう点で、法曹の志望者が一時の五分の一になつたり、あるいは、これは法曹志願者の減少だけじゃなくて、本年度の司法試験合格者二千六十三人のうち、実は司法修習を辞退した人が六十二人いるということもございまして、貸与制の実施の影響ということがここにも出てくるわけですね。

そういう点で、法曹の志望者が今こうやって経済的な負担の重さで急激に減つていく、それに追い打ちをかけるような形で貸与制に移行するということは、これは人材の基盤を崩すことになるというところで大変な問題である。ですから、やはりしっかりと議論するまでの間、給費制の維持が必要である、こういうことでございます。

○漆原委員 せっかく司法試験に受かつたにもかかわらず六十数名の方が修習を辞退された、今おっしゃいましたですね。その理由については把握されておりますか。

○大口委員 それについて、修習を辞退せざるを得なかつた、こういう方々の意見も聞いております。やはり大きな借金を抱えているというところで、また司法修習で一年間貸与という形になつてさらに三百万負担をしなければいけないということになりますと、多額の借金を払っていかなくちゃいけない、そういうリスクはとれないということですね。断念している方も現実の声としてございまして、この六十二名のうちのかんりの部分が、そういう経済的な、この貸与制に移行することが原因ではないかといふことでございます。それから、特に本年度と昨年度、急激に辞退者がふえているということは、やはりこの貸与制移行と因果関係がある、こういうふうにお考えをいたします。

○漆原委員 質問通告してないんですけど、今の話を聞いて、大臣、どう思われますか。一生懸命

苦勞して司法試験に合格した、法科大学院に入つて難しい試験を乗り越えて合格した、しかし、六十数名の方が修習を辞退された、その原因が貸与制にあるというふうなお話を今お聞かせいただいたんですが、この話をお聞きになって、まずそういう実態を御存じなのかどうか、認識されているかどうか。それについてどういうふうなお考えなのかどうかをお尋ねしたいと思います、よろしくお願ひします。

○平岡国務大臣 実態としては、いろいろな文書でも、そういうものが書いてあったものを見ましたし、ホームページの中でも、そういう方々がおられるという事は聞いております。

ただ一方で、貸与制ということが理由ではなくて、例えば公務員になるというようなことを選択されるという、自分の将来どうするかということについての選択の一つとして修習を受けなかつた、まさに私もその一人でございますけれども、そういう方々もおられる。

そういう意味では、いろいろな方がおられますので、ある程度、実態をしっかりと調べなければ本当のことはわからないという面もあらうかと思ひますけれども、ただ、先ほど来から御指摘のあるように、給費制が貸与制になることによる影響というものが言えないと言えないというふうには思ひます。

○漆原委員 これは非常に大きな問題だと思ひますね。したがって、六十数名の方が本当になぜ辞退されるようになったのか、これは法務省としてもしっかりお調べいただいて、今後の給費制、貸与制の議論の中の一つの要素として加えていくべきだと思ひます。

それから、提案者にお聞きしますけれども、法曹の養成に関する制度の見直しについては、現行の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条によって、平成二十五年に行われることになっておりますけれども、これを前倒しする理由をお聞かせください。

○大口委員 法曹養成制度は、本当に悪循環に陥っております。このままいきますと、さきの委員の御指摘もありましたけれども、法科大学院の受験者の減少傾向というのが非常に深刻な状況です。これは大学の法学部にも影響するとも言われております。また、社会人とかあるいは非法学部出身の減少、これも非常に続いている。

そもそも、多様なバックグラウンドを持つ、質量ともに豊かな法曹を確保するということが現行の法曹養成制度の大きな目的であつたんです。その目的が非常に達成できない状況になつてきていくというところでございます。そしてその原因が、法科大学院の学費の負担、司法試験合格者の低迷、また司法修習生の就職難、若手弁護士士の経済的苦境等、さまざまな問題が指摘されているわけです。

ですから、今、手を打たないと、司法自体、特に人的な基盤というものが崩壊してしまふ、待たなしである。これは、各委員も党派を超えて共通の認識であると思ひます。そうなたたときには、やはり、連携法では平成二十五年の四月以降、あと二年後になつてから見直しをするということでは遅過ぎる、今直ちにしっかりとこれは見直しをやらなければならないということで、こういう提案をさせていただいたわけですね。

○漆原委員 法曹の養成に関する制度について、別に法律で定める合議制の機関を設置する、こうなつておりますが、その意味を教えてくださいと思ひます。

○大口委員 大臣からも答弁ありましたように、法曹養成に関する制度というのは、本年五月に法曹の養成に関するフォーラムが設置されて、既に検討が始まつているわけなんです、これは法務大臣ほか五大臣の、合わせて六大臣の申し合わせによつて置かれた機関にすぎません。だから、法令上の根拠を有していません。委員も参加された司法制度改革の際には、平成十一年から二年間の時限措置でありましたが、内閣に司法制度改革審議会というものが法律の根拠に基づいて設置され

ていたわけでございます。

そういう点で、私どもは、連携法に基づく検討であるということからかんがえますと、やはりこれは法律に根拠を有する機関において行われることが適当であるというふうな考えを次第でありまして、

フォーラムの委員の方の発言でも、我々フォーラムで決めたことが本当に実行されるのかということの心配の声も上がっているんですね。やはりそれは法律の根拠に基づかないものということは大いと思ひます。そこで、私どもは法律で定める合議制の機関を設置するべしということを提案しておるわけでありまして。

○漆原委員 フォーラムの委員も今一生懸命頑張つてもらつているわけですが、そのフォーラムの委員との関係はどんなふうになるんでしょうか。

○大口委員 フォーラムの委員の方々も本当に真剣に議論をさせていただいていると思ひます。ただ、やはり概算要求の関係で貸与制ありきという方向で、非常にそういう点では、本来からいえば法曹養成制度全体の議論をしっかりとやっていただけると期待してはいたんですが、そうではなかつた。そこにこのフォーラムの限界があると思ひます。

そういう点では、今回、私どもが提案している合議制の機関において、法曹養成制度全体についてしっかりと議論をしていくということから始めていただくということでございますので、フォーラムの今の委員の方もこれまで議論に参加しておられるわけですから、そういう議論も生かした形で、しかし法律の根拠に基づくそういう合議制の機関というものを新たにをつくつていただくということになると思ひます。

○漆原委員 この制度の見直しの期限を平成二十五年十月三十一日までとされた理由についてお聞かせください。

○大口委員 司法制度改革審議会も、法曹養成を含む司法制度改革全般にわたつて幅広い事項につ

いて二年間、調査審議を行つて意見を取りまとめたいわけでありまして。ですから、やはりある程度の期間をかけてこれは議論していただくべきでない。しかし、いつまでも議論をしていただくわけにはいきません。やはりそのおしりをさちつと決めなさいいけないということで、平成二十五年十月三十一日まで、法律に基づいて審議会を設置して、それからスタートして大体一年以上議論できるといふ形にしたわけでありまして。

そして、十月三十一日というのは、司法修習生が十一月一日からでございますので、そういう点では、二十五年の十一月一日の司法修習生に対してきちんと対応できるようにということで、平成二十五年十月三十一日まで、こういうふうにしたわけでございます。

○漆原委員 私の個人的な感想を述べさせていたけど、大臣もその当時一緒でありましたが、給費制から貸与制に変えるという制度、我々も、たしか全党賛成をして通したと思ひますが、あの当時は、私も大臣も物すごく忙しい、司法制度改革の中で膨大な法案が出てきましたね。それを処理する中で、この法案も、給費制から貸与制に変えた、賛成したということがあるんですけれども、今考えてみると、非常に申しわけないことをしたなと私は思つておるんです。

十分な議論もできないまま、修習生の皆さんが経済的に困らなければ、貸与制という格好で困らなければいいのではないかと、将来、修習生が、合格者が三千人になるのだ、そのとき国の負担も大変だといふふうな観点から、実質的に貸与ということであれば修習生が困らないからいいんじゃないかということで、たしか私は自分の頭の中を整理して賛成したんだと思ひますが、今こうやってこの法案一本について冷静に考えてみますと、やはり司法の大きな命、精神みたいなものにかかわつてくるんじゃないのかなと。

まさに私が一番心配しているのは、将来、統一修習が分離修習になるといふふうな危惧、そして、また昔のような、弁護士が低く見られる、そ

して本当の意味での基本的人権の尊重がなされなくならないというふうな危惧を今持っているんですが、感想を持っているんですが、大臣、言える範囲で大臣の率直な感想はいかがでしょうか。

○平岡国務大臣 先ほどの階議員の質問にもちょっと関連をいたしますけれども、今の状況というのがいろいろの問題を抱えているというのは、私たちも、私もそういうふうには思っています。そういう意味で、現在、法曹の養成に関するフォーラムというのが昨年のこの法務委員会の決議を踏まえて策定されて、今全体的な検討もやっているわけですね。

ただ、これは連携法における見直し規定との関係でいえば、見直し規定の方は、平成二十五年の四月から見直しをするんだというふうになっていて、それまでの間は、マイナーな改正ならいいけれども、基本的には、大きな改正の中で取り組んできたことを十年間はしっかりと頑張つてやってみよう、そういう趣旨もあるんだというふうには私は思っていました。

ただ、いろいろな問題がある中で、その二十五年四月以後の見直しということも念頭に置きながら、このフォーラムにおいて早急にいろいろな問題を検討してほしいというふうには思っています。その中においては、今委員が御指摘になっているようなさまざまな点、給費制の問題についても私は検討していただけるというふうには思っています。

○漆原委員 以上で終わります。大変ありがとうございます。

○小林委員長 次に、橋慶一郎君。

○橋(慶)委員 きょうは法務委員会で質問の機会を与えていただいて、大変ありがたく思っております。

テーマはこの裁判所法の問題であります。冒頭お話がありましたように、給費制、貸与制のどちら云々という問題はもちろんなんですけれども、法曹養成制度全体について非常に大きな問題を抱えているという認識が、先ほど来お話を聞いて

ておりまして、委員にも行政の皆さん方にも一致した御意見になっている、このように感じるわけでありませう。

私自身は、二年前に国会へ出させていたいただいて、そのときから、地元の弁護士さん等からこの問題については何度か伺っているわけですが、けれども、いろいろと実情を聞かせていただき、かつ、司法試験に合格された方あるいは修了したけれども合格できなかった方、そういったことも含めて、関係者はかなり実は幅広く広がっているんじゃないか、このように思うわけでありませう。

そこで、きょうは、実際合格された方々、弁護士資格をお持ちになった方々の問題、不幸にしてそれが取れなかった方々の問題、あわせて少し、可能な限り、この一時間の中でいろいろ議論を深めさせていただきたい、このように思うわけでありませう。

という前置きなんです。私、総務委員会と経済産業委員会では、質問の初めに必ず万葉集を一首詠んでさせていただくことになっております。十二月でありまして、北の国から雪の便りも届いております。朝戸をあけたら、雪が庭にはだらはだらに、まばらに降っていたという歌を詠ませていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。

巻十、二千三百十八番。
夜を寒み朝戸を開き出で見れば庭もはだらにみ雪降りたり
では、きょうはよろしくお願いいたします。

(拍手)
それで、まず司法試験の問題から入らせていただきます。

先ほど来からお話がありましたとおり、司法試験の考え方でありませう。資格試験というところで、絶対評価なんだろう、相対評価、いわゆるお互いに競争するということよりは絶対評価である、要するに基準に達したら、試験官の方がこれでいいというところに達したら合格をしていくんだというふうにも私も受けとめさせていただいたわけでありませう。

そこで、平岡大臣、一問目、二問目、まとめてお伺いいたします。

一つは、三千人程度という目標との現在の、昨年の合格者数二千七十四人、ことしの合格者数二千六十三人というこの乖離というのは、要は、絶対評価による部分でそのめがねにかなっていないということであるということの確認と、あわせて、ということであれば、今度は、受験者の能力が備わってれば、めがねにかなうんであれば三千人の合格者を出すということが、今でもそういう考え方で試験を運営されているのか、この点をまず導入で確認させていただきます。

○平岡国務大臣 お答えいたします。

まず最初の質問でございますけれども、これも先ほど来からお話がありますように、司法試験というのは、法曹となるべき能力を持っているのかどうかということと判定するという観点から、司法試験審査委員の皆さんが合議で判定をし、そしてそれを司法試験委員会の方で決定するというところでやっております。という意味においては、司法試験委員会の方で適切にその能力を判断した結果がこの二千七十四人強という状況になっているというふうには認識をしております。

二つ目の質問でありますけれども、そうであるならば、能力が備わっているのなら、今でもというか、そういう人が三千人であるならば三千人の合格というところにはあり得るのかという点について言えば、先ほど申し上げたような試験の位置づけであるならば、実際の試験結果により、法曹となるべき能力があるものと判定される者が三千人になれば、三千人が合格者と決定されるということになるというふうには思います。これはあくまでも司法試験委員会の方で決定するというところでございませうけれども、そういうものであるというふうには思っています。

○橋(慶)委員 そこで、最初のこの第一パートの質問の問題点は、本当にこの三千人ということが、今おっしゃったように、そうなるかと、今受験

で一生懸命勉強されている方々にとつては、頑張れば、三千番までに入つて、三千番どころか、ある一定の水準まで到達すれば、こういうことになつてくるわけですね。果たして、それで本当に、そのまま弁護士資格を取つて、これで世の中であまり回っていくのかどうかというところが問題だと私は思っております。もしそうじゃないとすれば、早くそこはメッセージを出していかないとこの問題はなかなか深刻になるんじゃないかということも最初のところではいろいろお伺いをしていきたい、どうであるかという認識をお伺いしたいわけでありませう。

そこで、そのことに入る前に、ことし、司法試験予備試験というものが導入されて、一回目の試験が行われました。六千四百七十七人が受験されて、報道を見ましたら、合格者数は百十六人である、二十から二十四歳の方が四十人、大学生の方が四十人という結果が出ています、このように聞くわけでありませう。

法曹養成制度の中核機関ということで、法科大学院、ロースクールというものを入れながら、改めて、こういう予備試験というものを導入し、申し上げたとおり、それこそ学部学生でも、中には、この司法試験というのは、私ども、昔の経験でもそうだけれども、私は受けたわけじゃありませんけれども、受かる人は受かるというところがある、こういう部分があるわけでありませう。

そうすると、そういうバイパスといひますか、違うパスをつくつたということはどういう意味があるのか。これは、抜けど道ということになつては、また、法科大学院というもの存在意義からするとちよつと問題があるんじゃないかということになると思ひます。このあたり、総合的にどのようにお考えになつておられるのか、このことを確認しておきたいと思ひます。

○平岡国務大臣 司法試験の予備試験については、今委員が御指摘になつたような結果が出ておるわけでございます。

予備試験については、司法制度改革審議会の意見書の中でもこういうふう述べてられています。経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な道を確保すべきである、ただ、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないように配慮しなければいけない、こういうような中身の意見書が出ていくわけでありませぬ。

我々は、この予備試験というのは、法科大学院にいろいろな事情で行けないというような人に対しても法曹となる道を開いていく必要があるという趣旨でこの予備試験というものが設けられたというふうに思います。そして、予備試験については、これは法科大学院の修了者と同程度の能力があるかどうかを判定するものというところでございまして、この判定を適切に行うことによって、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要はあるというふうなことを考えているところでございます。

そういう意味で、予備試験の制度設計については、これらの観点を踏まえて定められておりまして、司法試験委員会においても適切にその具体的な実施がなされるものというふうに承知をしております。

○橋(慶)委員 これはさっきの三千人の問題と同じなんです、ある面から見たらそうなんですけれども、それを違う面から見ると違ってくるという。例えば、行けない事情のある方々を救済しようとしたんだけれども、では、二十とか、あるいは学部学生で受かつちやうというところは、行かずに済ませてしまったという、あるいは行かずに済ませることができるといって道を開いたというふうにも言えるわけです。

だから、それがやはり、法科大学院へ行くよりも、もういつそ予備試験を通つちやうな方がいいんだということになつちやいますと、法科大学院での専門教育であつたり、あるいは修習期間を短くしたことの兼ね合いがおかしくなつてくるん

じゃないかという問題意識を持つわけでありませぬ。

きょうはその問題に深入りしませんが、例えはそうであれば、そういう学部学生で受かつた方の修習の中において、それから、実際、弁護士を始められるに当たつて、何か別の形での教育を施すとか研修を施すとか、何か考えないとそこが全体、つじつまが合わないんじゃないか、そんな感じも今御答弁を聞きながら感じたわけでありませぬ。これは意見として申し上げておきます。

そこで、問題の三千人ということですが、この問題に入つていく際に、やはりどうしてもまず、そもそも論を考えなきゃいけない。三千人ということ、この司法制度改革の中で、あるべき司法制度をつくり上げていくための必要なパートとして三千人という数字を当然出しているはずであります。

そこで、では、なぜ三千人のかと、その目標数値の設定をした根拠ということですね。もちろん、今いらつしやる皆さんの中で議論に参加された方もあるし、もう時代が変わつていってこういうこともあるかもしれません、今法務省さんとして、この三千人というのはこういう根拠である、こういうことについてございまして、お示しをいたしたい、このように思います。

○平岡国務大臣 当時の考え方というのは、先ほど来から申し上げているように、司法制度改革審議会というものが意見書を出しているということ、この審議会で相当数の議論を重ねて出している、この審議会がございまして、そのときの議論を踏まえて御答弁申し上げたいというふうに思います。

この審議会では、法曹需要の増大が予想される要因として、一つには、法の支配を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正の必要性がある。そして、第二には、弁護士が、公的機関、国際機関等、社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があるというような点を指摘されておられまして、法曹人口増大の必要性とい

うものを言われているわけでございます。

さらに、国際的な視点でちよつと見ますと、フランスを初めとする諸外国の法曹人口を参考にいたしたわけでありませぬけれども、例えばフランスについては、平成九年当時でございませぬけれども、法曹一人当たりの国民の人口というのは千六百四十人でございませぬ。これは法曹人口が三万六千人というふうな状況でございませぬ。

そうした状況を参考にしながら、これは平成十二年に新司法試験の合格者数の年間三千人を達成するならば、おおむね平成三十年ころには、実際の法曹人口が五万人規模になる、そして法曹一人当たりの国民の数は約二千四百人になることが見込まれるということがこの意見書の中にも書かれているところでございませぬ。

そういうことを踏まえて、司法制度改革推進計画、これは平成十四年三月十九日に閣議決定したものでございませぬけれども、この閣議決定におきましては、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成二十二年ころには司法試験の合格者数を年間三千人程度とするを旨とする」というふうな決めたところをございませぬ。

○橋(慶)委員 フランスということも引いていたございました。人口千六百四十人に対して一名ということも伺いました。問題は、そのことが、我が国の実情、そのときと今日とも実情は変わつてくるかもしれない。今日、弁護士さんいろいろな面で活躍いただいているわけですが、その活躍の領域なり、期待される、言つてみれば社会からのニーズということで、千六百四十人の一という数字が合つてくるかどうか非常に大きな問題じゃないかと思つてございませぬ。

そこで、まず、今ちよつと目も二つの目的というところでおつちやうな一つの目的、全国あまねく法曹サービスを受けられる状況、いわゆる、こちらの専門用語で言えばゼロワン地域の解消ということと聞いております。弁護士がゼロあるいはお一人という地域を解消していこうじゃないか

ということ、そのことについては、司法試験合格者がふえて弁護士登録される方がふえてくる中で、かなり進んでいると伺つております。どの程度達成されているのか、現状をお伺いいたします。

○後藤政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの、弁護士ゼロワン地域というふうにしておりますけれども、地方裁判所の本庁、支部の管轄、これが全部で全国で二百五十三カ所ございませぬ、その管轄単位で、弁護士が全くいない地域を弁護士ゼロ地域、一人しかいない地域をワン地域と呼びまして、一人かゼロ、あわせてゼロワン地域と呼んでおります。

平成十二年四月の時点では、このゼロ地域が三十五カ所、ワン、一人の地域が三十六カ所ございましたので、平成十二年時点では、いわゆる弁護士ゼロワン地域は七十一カ所ございました。

その後、法テラスや日本弁護士連合会等の取り組みによりまして、平成二十三年十二月現在では、弁護士ゼロ地域はなくなりまして、弁護士ワン地域、一人いるという地域は、旭川地域の紋別支部と大分地域の佐伯支部の二カ所にまで減少したものと聞いております。

○橋(慶)委員 そんな意味では、まず一つの目的についてはこの段階でかなり達成された、もうあと一息というところまで来ていると。

確かに、このことは、私もみたく地方に住んでいる者にとつては、いろいろなところに弁護士さんが配置されている、これは大変ありがたいことではあるわけですが、一面ここで心配になつてくるのは、そうなつてくると、私のような地方都市、私は人口十七万の町に住んでいるわけですが、けれども、そういうところでもだんだん弁護士さんの数がふえてきていて、本場にこの後、私の地域なら地域でどうなつていくんだらう、こんな話を地域の弁護士さんなんかともするわけですね。そこで、三千人と言わずに二千人台の合格者になつてきた、弁護士として活動されている方がふえてくる中で、弁護士登録されている方の推移と

いのはどうなっているらう、こういうこと
であります。

実は、きょうこの質問の機会を与えていただけ
るかどうかからなかつたので、質問主意書を出
してしまて、今できたてはやほやで、きょうの
朝内閣からいたばかりなんです、これを
見ますと、十三年四月現在で一万八千二百四十六
人の弁護士登録の方があつたものが、五年後の平
成十八年四月一日現在、二万二千五百六十六人、そし
て、ことしの二十三年四月一日現在で三万五千百
八人ということで、一万八千人から三万五千人に
までふえてきているわけでありませう。

先ほど五万人云々という話もあつたわけですが
れども、現在二千人の状態でも三万五千人と。こ
れは、毎年、合格されて修習が終つて入つてい
かれる方、弁護士業務につかれていく方、それか
ら、リタイアされる、いろいろな方で登録を抹消
されていく方、そのおつりの足し算ということに
なるわけですが、この後どういふ推移になつてい
くのか。先ほど五万という数字もいただきました
が、どのように見通されているのか、まずお伺い
をいたします。

○後藤政府参考人 当時の想定としては、年間三
千人の合格者を出していきまして、先ほど大臣が
答弁されたとおりの、ある時点、平成三十年には五
万になるといふことになりました。

今二千人というところで推移してあるわけでご
いますけれども、その数字のともども年々着々と
弁護士登録数は増加しておりますので、今後とも
何人程度になることとはちよつと今手元に数字
を持ち合わせておりませぬけれども、着実に増
加していくものと思っております。

○橋(慶)委員 昔、司法試験に合格された方は、
それこそ五百とか六百とか、そんな数字だったわ
けであります。今二千という数字が出て、もし二
千ということが続けていって、五年間で今八千
人ぐらひはふえるわけですから、やはり三十年に
なると、今のペースでいって、四万人を超えて、
限りなく五万に近づいていく、数字が上がってい

くということも予見されるわけでありませう。
問題は、それだけの活動領域、活動範囲という
ものが確保されてくるかどうかということであり
ます。

ゼロワン地域の問題については、大体これで解
消されてきた。そうすると、先ほどおっしゃった
ように、社会のニーズといふか、いろいろな
場面で弁護士さんが活動していくところかとい
えないといふ。ない場合はどうなるかといえ
ば、結局なかなか、先ほど修習から未登録のお話
がありました。だんだんその活動する場がないと
いふ問題に立ち至ると、これは大変不幸なこと
になるわけでありませう。

そこで、ここはまた感覚的な部分もあるわけ
すけれども、これから参入する方、また、二十三
年、ことしの修習が終つたら来年の方はなおで
はないかと思ふんですが、弁護士事務所置いて
もらえないとか活躍の場がないとか、そういう問
題がだんだん深刻になるんじゃないかと。

このあたり、多分、法務省さんは日々、日弁連
さんやいろいろな形でおつき合ひもあると思いま
す。そういった日々の感触でもいいんですが、把
握されていない実態、本当にその辺でいゆる活動
の場がないなどということが起こつてこないのか
どうか、あるいは起こつていないのかどうかとい
うことについて、現在の率直な感じをおられる部
分をまずここで示していただきたいと思います。

○平岡国務大臣 今の御質問については、法務省
として直接資料を持つては、日本弁護士連合会
の調査等を持っては、日本弁護士連合会の調査に
よりますと、新六十四期司法
修習生の進路内定状況、つまりことしの十二月に
修習を終了される方々でございますけれども、こ
の方々については、前年同期と比べ就職先の内定
率が低くなつていふ状況にあるといふふう
に承知しております。

また、司法修習終了者で裁判官及び検察官に任
官しなかつた者のうち、司法修習終了直後、これ

は例年十二月半ばになりますけれども、一括登録
日というのがございまして、そこで弁護士登録を
しなかつた者の割合というのは近年増加傾向にあ
るといふことと承知しております。

ただ、この人たちも、時がたつにつれてだんだ
んだんだん登録をするといふようなことになつて
いるといふこととございまして、その一括登録
日にかなり高いからといふて、それがずっと続い
ているといふことではないといふふうには承知し
ております。

○橋(慶)委員 今はまだそういう状況が見えてき
ただけだといふながらも、それがだんだん深刻に
なつていくといふのがこういう問題の常ではない
かと思ふわけでありませう。

今たまたま、内定率が下がつていふとお話
がございました。大臣、もしそこにデータがござ
いましたら、去年とことしでどれくらい内定率が
変動しているのか、教えていただけるとなおよ
しいんですが。

○平岡国務大臣 ことしのは、先ほど言いま
した一括登録日が十二月の半ばぐらいなので、ま
だございませぬけれども、この六十四期の前の六
十三期と六十二期あるいは六十一期ということ
で、一括登録日でどうだったかということと比較
しては一括登録日の未登録者割合というのが五・
一%、そして六十二期の方々については六・
七%、そして六十三期、昨年の十二月になるわけ
でありますけれども一%ということ、徐々に
高くなつてきているといふような状況にあるとい
うこととございませう。

ちなみに、この六十三期、一%といふふう
に未登録割合が高かつたのでありますけれども、そ
の後の推移を見ますと、三カ月後には未登録の割
合は三・七%、そして半年後には二・六%とい
ふふうになつてきているといふような状況にご
ざいます。

○橋(慶)委員 今お答えいただいたのは先ほどの
階委員の資料の中にもあつた数字でありまして、

その手前の、内定率といふお話があつたものです
から、内定率の数字があればそこを教えてほしい
といふことだつたんですが、それはあればお答え
いただくとして、まとめて次のことと一緒に聞き
ます。

要は、弁護士事務所籍を置いて先輩の先生の
ことを勉強してといふことすらだんだん難しく
なつてくるんじゃないか。うちの弁護士事務所は
もういいよ、どこかよを回つてくれといふこと
が、何か私どもの町でも始まつていふような感じ
がしてならないんです。そうなつてきた場合に、
では、新たに弁護士として参入する方の活動領域
を広げていかなきゃいけない、先ほどおっしゃつ
た二つの目的の二番目でありませう。

そこで、今法務省として、どういふ分野を期待
されているのか、どういふところにもう少し弁護
士さんが進んでほしいと考へておられるのか。こ
の私の通告では八番目の質問、もし内定率がわか
ればそれもあわせて、大臣からお答えいただけれ
ば幸いです。

○平岡国務大臣 まず最初に、内定率のお話でご
ざいますけれども、我々が承知している調査結果
で申し上げますと、実は六十三期と六十四期を比
較してみますと、六十四期の方が三月の時点では
未定率が五六%、六十三期の方も、これは新で比
べますと、新しい司法試験で比べると五六%と、
同じでございます。これが時期を経るにつれまし
て、例えば六月の実施では、新六十四期は四
七%、六十三期の方は四三%。そして、六十四期
の方の統計としては七月実施までしか今ちよつと
我々の手元にはないものでありますけれども、七月
時点で未定率が新六十四期で四三%、そして新六
十三期では未定率が三五%といふような状況に
なつておりまして、六十四期の方が六十三期より
も未定率が高くなつていふ状況は見てとれ
るわけとございませう。

二つ目の質問でございますけれども、今後、活
動をする領域として期待されるものは法務省とし
てどう考へているのかという点でございます。

その前に、司法制度改革審議会ではどういうところに法曹需要の増大を予想していたのかということをお願いすると、まず第一は、経済、金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題への対処というような分野、二番目に、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、三番目が弁護士人口の地域的偏在の是正、四番目が社会経済や国民意識の変化を背景とする国民の生活上の医師としての法曹の役割の増大といったようなところを指摘されておられたわけでございます。

現状でございますけれども、これも実は、先ほど来からお話があります法曹の養成に関するフォーラムの中で、経済界の方々とかあるいは地方自治体の方々とか、そういう方々からいろいろな点が指摘されているところございまして、そういう指摘も踏まえて考えますれば、先ほどお話がありましたように、弁護士の地域的偏在というのはまだ残っているということでございますので、そういった点にも需要はあるであろう。それから、民間企業とかあるいは官公庁でも法曹の需要は少しずつではありますが増加はしておりますけれども、当初期待していたほどには増大がしていないというふうに我々としては考えております。

そういう点も、これからの法曹の養成に関するフォーラムで、しっかりと事実認識、それからその事実認識を踏まえて、将来どういうことになるのだろうかというふうな点についてもしっかりと議論をしていただきたいというふうに思っております。

○橋(慶)委員 確かにやはり、事実に基づいて認識を変えていく、これは非常に大事なことでありますが、私が申し上げたいのは、三千人ということは今維持されていて、主意書を出して答弁書では、三千人になっていないのは遺憾であるという答弁をずっといただいているわけですが、本当にそうなのかな、そして、そのことが結局、誤ったメッセージということでは伝わっていくということ

がどうなのかなと。今おっしゃったように、思ったほど需要が出てきていないとすれば、やはり、合格者はこれくらいなんだ、そういうことで設計しているんだというメッセージがどこかでは必要じゃないかという思いを実は持っているわけでありまして。

そして、今、把握した数字もお示しになられて、やはり内定率が、景気の変動もあるにしても、かなりドラスタックに何か下がってきているようにも今ちょっと受けとめさせていただいたわけでありまして。そうすると、これからが大変になるのであれば、やはり早く手を打つ方がいいんじゃないかという問題意識を持つわけでありまして。

同じような問題が公認会計士さんでも起こっております。公認会計士さんの場合は、そういう問題が生じてきて、公認会計士の地位をどうするかということから始まって、今、例えば同じ士業といたしましては、税理士さんと公認会計士さんの間でどういう役割分担をするかという問題に立ち至っているわけでありまして。

そう考えたときに、例えば、弁護士さんのいわゆる周辺領域として司法書士さんとか行政書士さんとかいろいろあるわけでありまして。こういった業際分野において、今申し上げたような公認会計士と税理士さんのような問題は現況生じていないのかどうか、法務省さんの認識をお伺いいたします。

○平岡国務大臣 弁護士につきましては、弁護士法第三条の規定によりまして、「一般の法律事務を行う」ということになっております。これに対して、先ほど御指摘がありました、司法書士とかあるいは行政書士などの隣接法律専門職種につきましても、それぞれの業法に定められているところに従って、限定的な法律事務を取り扱うということになっていくということでございます。

この点については、司法制度改革審議会の意見書の中でも、弁護士と隣接法律専門職種との関係

についてどうするかという点については意見が出されているところでございますけれども、実は、その後の状況については、昨年の七月に、法務省、文部科学省が合同で開催しました法曹養成制度に関する検討ワーキングチームというところで、隣接法律専門職種の団体の方々からの意見を聴取させていただきまして、その方々の意見によりまして、弁護士の数がふえて隣接法律専門職種の職域を侵犯することについての懸念は特に示されていなかったというふうな認識をしております。

○橋(慶)委員 そこは公認会計士さんと税理士さんほどの問題ではないという状況だということですが、今御答弁を御理解しました。しかし、今幾つかの問題を聞きながら、そして私、この質問をしたいのは、どちらかというと、先ほどから、悪循環とか、制度の存続、要するに持続可能性が云々ということはあるんですが、これはある意味で、きょう議論している私どもの立場でいけば、それはそういう制度を運営するなり制度を設計する立場。しかし、その制度に対してトライしてやるのは、実は私どもではなくて、今を生きる二十代の方とか三十代前半の方ということになります。そういう方々にとつて、今というのは今しかないということを考えますと、やはりきちつと物事を見直していかなくちゃいけないよということとは間違いのないわけですから、一面、時間というのはとまらないということもあるわけでありまして。

そんなことを思いながら、まず一つ、先ほど言ったとおり、三千人に達していないというのは遺憾であるというふうな今まで答弁いただいていたわけですから、やはり三千人という目標数値について、現在でも妥当である、このように思われているのか、この妥当性についての大臣のきょう現在の御所見をお伺いいたします。

○平岡国務大臣 橋委員の質問主意書の答弁がきょう閣議決定されたわけでございますけれども、その点について、昨年及び本年において三

千人程度とすることを目指すという目標を下回ったということについては遺憾であるということでは、その答弁書の中でも述べさせていただいたところでございます。

しからば、そういう状況の中で三千人という目標は妥当なのかどうかという点について言えば、我々としても、先ほど来から申し上げているように、問題意識は持っております。問題意識を持っておりまますから、我々としては、先ほど来からお話し申し上げている、法曹の養成に関するフォーラムを開催している中でしっかりと議論をしていただきたいというふうに思っています。そのときには、司法試験の合格状況も含め、あるいは法曹の方々がどういふふうな社会に期待されているのかというふうなことも含めて、法曹人口のあり方について必要な議論を行っていただきたいというふうに考えています。

いずれにしても、当初の司法制度改革の中でありましたように、法曹資格を有している人たちが質量ともに社会の中でしっかりと社会を支えるようなものでなければいけないという点については、我々としても認識をしております。

○橋(慶)委員 この法曹の養成に関するフォーラムで問題意識を持って見直していくということになるんだ、こういうことであります。かつ、もとの目的に基づいて、やはりその職域といいますが、活動範囲と言った方がいいですね、活動範囲を広げていく努力を法務省としても続けていかれる、働きかけていく、あるいは考えていくということだと思っております。

この点についてさらに、言ってみれば、今弁護士資格を取られた方、今法科大学院を修了した方々にこれらどんな道があるかということについては、いろいろな道をやはり示していかなくちゃいけないわけですから、それはぜひ第二パートで聞かせていただきたいと思います。

第一パートの最後に、フォーラムのスケジュールは示されております。十月のフォーラムで、二

十四年五月、来年の五月までに現状把握及び意見交換を踏まえて論点整理を行うんだ、二十五年五月を目途に取りまとめを行う、こういうスケジュールだ、このようには何ってあります。しかし、今申し上げた私の問題意識からすると、時間がとまらないということからすると、本当にそうかなという感じもいたします。

少しでも急ぎ、あるいは結論が出たものからでも何かを実行していくという考えはないものか、ここで大臣に最後に確認をしておきたいと思えます。

○平岡國務大臣 今委員が御指摘になりました、フォーラムの今後の進め方については、これはフォーラムの委員の皆さん方が議論をされて、こういう方向でやってみようというふうにされたこととございます。

実は、フォーラムの委員の方々は、お願いしたのが一年間ということ、来年の五月にはその一年間の期限が切れるわけでございます。ただ、我々の認識としては、多分それで十分な検討ができるということではないということなので、さらにまた更新をすとかいような形で続けていただかなければならないというような認識の中で、こういうような議論といたしますか、今後の予定というものが示されたらどうかというふうに思います。

我々としては、先ほど来からここでもいろいろな議論が出ていますように、これは全体を見るということになりますと、いろいろな視点から、あるいはいろいろな角度から見ていただかなければいけないということでございますので、それなりに必要な時間というのはあるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、それも言うておられないというような声もございます。

連携法に基づいて、平成二十五年の四月、十年たったから見直せという義務を法的なものとして我々は受けとめておりますので、そうなったときにすぐに動けるような、そういう気持ちでフォーラムには検討を進めていただきたいというふう

思っているところでございます。

○橋(慶)委員 検討しながらも、もしできることがあればそういうものに、順次着手できるようなところがあれば、全体像を壊さない中でできることがあればぜひどんどん進めていただきたい、このように思うわけでありませう。

そんな思いの中で、第二パート、司法試験に合格しなかった方々を含めて、法科大学院に通われた方々全体ということでお話をしていきたいと思えます。

先ほど来この質疑の中でもう出ておるところは少し飛ばさせていただきますが、法科大学院修了者の司法試験合格率については、平均で二〇%台前半にとどまっております。先ほど来、七、八割という数字も出ておるものですから、これと当初の設計との乖離が目立つわけでありませう。

先ほど来、旧司法試験における司法試験浪人、こんなお話も一部出ておりました、青春時代を云々というお話もありました。しかし、今はまた別の意味で問題なのは、七、八割という数字を掲げながら、それで皆さんに頑張れと言いつつながら二割ぐらいの出口になっているところ、やはりこれはこれでまた私どもの世代として次の世代には申しわけないんじゃないかな、こんな思いをするわけでありませう。

そこで、まず、また二つまとめて文科省の審議官にお伺いいたしますが、合格率の低迷している大学院にはどのような助言を實際されているのか。また、法科大学院の数というものが今七十以上あるわけですが、やはり絞り込まざるを得ないのではないかと。かといって、もちろん地方における適正配置ということは残していただきたいわけですが、この辺の文部科学省さんとしての現在の御見解を二つあわせてお伺いいたします。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。まず、法科大学院の修了者の司法試験合格率が低迷している大学院に対してどのような対応をしているのかということでございます。この点につきましては、文部科学省といたしま

しては、中教審の特別委員会が教育の改善方策を示しておりますので、それを踏まえて、各法科大学院に対して、教育内容の充実あるいは入学定員の削減等の改善を促進しております。

具体的には、各個別の法科大学院の教育の改善状況につきまして、中教審の特別委員会においてフォローアップ調査を行っております。課題を抱える法科大学院につきましては、専門の委員がヒアリングや実地調査を直接に行いまして、入学者の質の確保、教育内容、方法の充実、成績評価の厳格化、組織見直し等について助言を行っております。

また、もう一点、法科大学院の数を絞るべきではないかというお話がございましたが、この点につきましては、中教審の委員会の提言を踏まえまして、法科大学院の入学者の質の確保や教育体制の充実等の観点から、入学定員の見直しを促進しております。

特に、単独では質の高い教員や入学者の確保が困難な法科大学院につきましては、他の法科大学院との間での教育課程の共同実施であるとか、あるいは統廃合の検討ということを促進してございます。統廃合につきましては、これまでに一校が学生募集を停止しております、二校については今後の統合を既に発表しているところがございます。

文部科学省といたしましては、中教審の実施しております教育の改善状況の調査や、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に対する財政支援の見直しによりまして、引き続き、各法科大学院に対し、入学定員の削減を初めとした組織見直し等の改善を促してまいりたい、このように考えております。

○橋(慶)委員 先ほど、入学者の定員も四千五百人ぐらになつたというお話もありました。これもなかなか難しく、七、八割という目標を維持するためには、四千五百人だと、大体三千人という司法試験合格者にならないと七、八割にならない。もし司法試験合格者数が二千人ぐら

ことにしたら、七、八割で割り返すと、例えば三千人程度に入学定員を減らさないと七、八割にならない。文科省さんと法務省さんが入れ子になっていますので、ここはなかなか難しいなと思うわけでありませう。

そして、今ほどは、そういうふうな教育内容を改善しろ、また、しっかりとやってくれ、頑張れ頑張れということなんですが、問題は、ではアウトプットはどうなっているのかという把握も大事だと思っております。

これまでに、三振制、失格制度によりまして、法科大学院を修了された中で受験資格を喪失した方というのはどれくらいになっているのか、まずお伺いいたします。

○後藤政府参考人 お答えいたします。

新司法試験における受験回数となる試験を三回受験して合格しなかった者は三千二百二十一人、それから、五年の受験期間との関係では、新司法試験を一回でも受験した者のうち、合格せずに受験期間である五年を経過した者が二千六百六十人となつておりました、この両者を合計して、両方に該当する方が千七百五十七人おりますので、差し引きますと、四千二十四人が失格制度により受験資格を喪失した方の数ではないかと思っております。

○橋(慶)委員 今、入学定員は減つてくるわけですが、それによっても、これから当然この数はふえていく。先ほどの弁護士登録の数はまた違った意味でこの数もふえていく。では、この四千人の方がどういう進路に行くかということが問題だと思つております。法曹養成の中核機関と言われる法科大学院を修了した方々の進路としてどういふものが可能性が出てくるかということ、やはり大学院も、また私どもも提供していかなくやいけない、それは広げていかなきゃいけないと思つております。

そこで、法科大学院で学んだ方々が方向転換を余儀なくされて、どういふ就職状況になっているのか、まず実態の把握はどうしても必要でありま

す。法科大学院協会において就職状況の調査等に取り組んで、その数字を見てということでも今までも聞いておるんですけども、残念ながら、きょうの答弁をいただいたところによりまして、この取りまとめがいつできるかまだ現時点では決まっていないという答弁はもういただいちゃっているんですけども、要するに、その四千人の方がどんな進路になっているのかということ、わかる範囲で文科省さんのお答えをお願いしたいと思います。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院修了者の進路の問題でございます。法科大学院の修了者につきましては、これまで御議論にもございましたように、法曹以外の分野でも、例えば企業法務や公務員等として活躍することが期待されておりまして、各法科大学院におきまして、修了者の進路状況について調査、把握し、今後の教育に役立てていくことが重要だということに考えております。

ただ、実際の進路状況につきましては、各法科大学院においても把握に努めているところではございますが、修了後に司法試験の受験ということもございまして、やはり就職までに相当の期間がかかるということもございまして、なかなか実態の把握が難しいというのが実情でございます。このため、今御指摘ございましたが、法科大学院協会におきまして、昨年度、法科大学院生等を対象とした就職支援サイトにおいてメールによる連絡体制を構築しまして、これを活用して何とか就職・就業動向調査を実施したいということで取り組んでおりますが、先ほど先生から御指摘いただきましたが、現在の段階ではまだデータの蓄積を図っているという状況でございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

○橋(慶)委員 法務省さんによれば、司法試験を受かった方だけを、ある意味で、行政の範囲からいけば対象にすればいいということになるかもしれませんが、しかし、その試験がある以上、それにチャレンジしている人たちのこともいろいろ考

えていただいて、やはり、そういうデータがなければ、どうなっているかわからない限りにおいてなかなか答えは出てこないと思いますので、ぜひそういったものの把握は急いでいただいて、科学的に政策をつくっていただきたい、このことをお願いするものであります。

そして、法科大学院は、先ほど申し上げたとおり、基本的には法曹養成の中核機関でありますので、私もちよつと勘違いしまして、法曹は弁護士と検事と判事なんですと言われちゃつとそれでは困るわけでありまして、今申し上げたように、合格者が二割しか出ないということになってくると、ではどうするんだ。そこでケースメソッドとかいろいろなことを勉強した、そのことを社会でどう生かしていくのか、どう身を立っていくのかということについては、法科大学院自身が進路指導とかいろいろの意味でやはり学生に、院生に働きかけていかざるを得ないんじゃないか、このように思うわけがあります。

何せ、学部学生ではなくて、さらに二年間、より教育を受けてしまっている分だけ、ある意味で社会に出る時間からおくればなかなか、今の日本の社会の実情からすればなかなか、よく勉強すれば就職口がどんどん広がるといっても多分ないんだらうと思っております。そこで、どういう進路指導ということを考えておられるのか、どういう資格、能力ということでアピールしていくのか、文部科学省さんの見解を伺います。

○常盤政府参考人 法科大学院の修了者につきましては、ただいまも申しましたように、法曹以外の分野でも、例えば企業法務や公務員等として活躍するということも期待されているわけでございますので、司法制度改革におきましても、当初の審議会の意見書において、やはり二十一世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、専門的な知識に加えまして、柔軟な思考力であるとか説得、交渉の能力とか、あるいは社会や人間関係に対する洞察力、こういうものを求めていきたいというこ

とで法科大学院の教育を設定しているということでございます。

こうしたことを受けて、各法科大学院におきましても、今申し上げましたような能力の涵養ということに努力をしているところでございます。

進路変更等によりまして仮に法曹とならない場合であっても、今申し上げましたような能力は、社会の各方面で活躍するためにも必要な能力であるというふうに考えておりますので、私ども文部科学省といたしましては、こういう視点からの各法科大学院の教育の質の改善ということをさらに進めていきたいというふうに思っております。

○橋(慶)委員 高められる能力としてはそういうことなんですけれども、それが具体的なキャリアイメージとして、こういう職種、こういう活躍ということがうまくつながっていくかどうかということが大事である。あるいは、そういう職種の受け入れということを、今度には官も民も、いわゆる社会の方がしなくてはならない、なかなか法科大学院というのが難しくなってくるんじゃないかという心配をするわけがあります。

どうも、七、八割という先ほど出た数字がなかなか維持されないような気がするわけです。そうなった場合に、法科大学院というものはどういう位置づけにしていこうかということもこれから考えていかなきゃいけない、このように思うわけでありまして。

そこで、官と民それぞれということで、質問を一つ飛ばしまして、人事院さんの方へお伺いをしていくわけですが、実は人事院も、来年から国家公務員の採用試験を大幅に変更することにされているわけがあります。今までI種、II種、III種ということで変わったものを変えて、総合職云々ということでは変わらないうえです。ここにパンフレットを持ってまいりましたが、この中で、法科大学院修了者あるいは弁護士さんについての取り扱い、特別なものがあれば、それをひとつお伺いしておきたいと思っております。

○菊地政府参考人 お答え申し上げます。

人事院におきましては、法科大学院の創設など人材供給構造の変化等に対応するため、平成二十四年度から、国家公務員採用試験の種類、内容を抜本的に見直しさせていただきます。

国家公務員採用総合職試験に、大学院修了者を対象といたしました院卒者試験、及び司法試験合格者を対象といたしました院卒者試験の法務区分を設けることとしております。御指摘の法科大学院修了者につきましては、法務区分を除く院卒者試験を受験できることとなり、弁護士を含む司法試験合格者につきましては、院卒者試験の法務区分を受験できることとなります。

院卒者試験は、大学院修了者にふさわしく、受験しやすい試験内容とするとしておりまして、例えば行政区分につきましては、専門試験は、法科大学院で履修する法律科目のみの選択で受験できることとしております。一方、司法試験合格者を対象とした法務区分では、国家資格をお持ちでございますので、専門試験は課さず、政策課題試験や人物試験を重視して行うこととしてございます。

○橋(慶)委員 これは、弁護士さんの資格を持つ方については一つ明るい話題なわけですね。要するに、弁護士資格を持たれて国家公務員として働くということについては、特別の試験区分の中で採用されていくことになってくるということでありまして。

ただ、法科大学院修了者については、ほかの大学院の修了者、いわゆる文科大学院であれ経済大学院であれ、それと同じ扱いになつてしまふ。だから、そのメリットが今はない仕組みなんです。それはまた、人事院さんは人事院さんの思いはそうなんだろうと思えますし、平岡大臣におかれましては、もしそこは特別の区分でやれるということであれば、ぜひまたそういうことも働きかけていただければいいんじゃないかと私は思うわけでありまして。

そこで、公務職場におきまして法科大学院修了者及び弁護士の活用を図っていくということが、

先ほど申し上げた、いろいろな場所に活動範囲を広げていく、あるいは先ほどの質問の方が言われた出口戦略ということでは、公務の方では非常に意味のあることだと思います。

そこで、各省庁において、そういう法科大学院修了者あるいは弁護士といった方々がどういう採用の動向になっているのか、実情を人材局長さんにもう一度伺いたいと思います。

○菊地政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務の職場におけます法科大学院修了者及び弁護士採用の仕組みといたしましては、現在三つございます。

一番目といたしましては、法科大学院修了者及び修了見込み者が国家公務員のI種試験やII種試験を受験され、合格し、採用されるケースでございます。人事院といたしまして、各種説明会やインターンシップを通じまして、法科大学院学生等に関心を持ってもらうように努めているところでございますけれども、申込者数や合格者数は毎年増加しております。平成二十三年度のI種試験で申し上げますと、六百五十三人が申し込みをされ、九十三人が合格をされ、二十二名の採用が内定しているところでございます。ここ数年で見ますと、ほとんどの府省において採用されている状況でございます。

二つ目といたしましては、新司法試験合格者を対象といたしました選考試験を通じて採用するケースでございます。人事院では、法科大学院の設置等に対応いたしました。平成十八年度から、新司法試験合格者を対象といたしました選考試験を実施しております。この試験も毎年受験者が増加しております。本年度的の場合、百五十五名が申し込み、うち六人が、合格するとともに、採用が内定しているところでございます。平成十八年度以降の主な採用府省等は、金融庁八人、公正取引委員会四人、国税庁三人となっております。

三つ目といたしましては、一般職の任期付職員法に基づきまして、法律の専門家としての弁護士を採用するケースでございます。このような任期

つき採用は、また毎年増加しております。平成二十二年末現在での在職者数は百十五人となっております。約三分の一が金融庁でその高い専門性を生かして勤務されているところでございます。

○橘(慶)委員 この辺からは少し話としては明るい話といたしますが、そういう領域が広がるということ。その意味では、先ほど平岡大臣が、過去の司法制度改革のとき、期待される活動領域として、地球環境あるいは知的財産権を挙げておられました。

そんなこともちよつと踏まえながら、近年新たに、今おっしゃった、法科大学院修了者あるいは弁護士としての各府省で開拓されたセクショというものがあるのであれば、それがまた一つ民間についてのイメージにもなるような気がします。そこで、そこを示していただければと思います。

○菊地政府参考人 まず、国家公務員採用I種試験から採用されました法科大学院出身者の数は、先ほど申し上げましたとおり年々増加をし、ここ数年で見ますと、ほとんどの府省で採用されているところでございます。特に本年度の内定は、二十二名ということで、二十人を初めて超えたところでございます。

次に、平成十八年度から実施している、新司法試験合格者を対象といたしました選考試験につきましても、先ほど申し上げましたとおり年々増加しております。本年度でいいますと、新たに経済産業省あるいは農林水産省でも採用内定が行われたというふうには、広がってきているところが特色でございます。

最後に、任期付職員法に基づく法律の専門家としての弁護士の採用につきましても、金融庁あるいは財務局などでの金融証券検査官等、あるいは公正取引委員会の審査専門官、国税庁の国税審判官などで、高い専門性を発揮して行政実務で活躍されているというふうには承知しているところでございます。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。やはり、そういった公取さんとか金融庁さんと

か、また一面、農水省さんとか。これから、私は地方の自治体の仕事もしましたので、例えば空き家対策なんというのが法律問題としてはなかなか難しいわけで、そういった問題、民間の私権を生かしながらどうするかとか、お一人お一人の私権を尊重しながらどうやって対処していくとか、いろいろなところで法務アドバイザー的なお仕事というのはあるものだと思っております。

そんな意味で、人事管理官会議において、法科大学院修了者及び弁護士の職域を拡大する議論といたしたことも、人事管理官会議は定期的に開かれています。その中で、そういった問題意識で議論の中でも議論されていんじゃないかと思っております。ここは総務省田中人事・恩給局長にお伺いいたします。

○田中政府参考人 総務省といたしましては、複雑多様化する行政ニーズに的確に対応する観点から、専門的知識や経験を有する者に公務に従事していただくということは極めて重要な課題であるというふうには認識をいたしております。先ほども御議論いただいております。法曹の養成に関するフォーラムなどにおきましても、法曹有資格者の活動領域の拡大について御議論がこれからはなされるというふうには承知をいたしております。

また、御案内のとおり、総務省もこのフォーラムの構成員となっておられるわけでございますが、ただいま御指摘のように、人事管理官会議におきましても、法科大学院修了者及び弁護士の職域を拡大する点につきましても、各方面の御意見や御指摘等も踏まえながら、十分行ってまいりたいというふうには考えます。

○橘(慶)委員 官といいますが公務職場のことに ついては、大体こういうことでお伺いをさせていただきます。

こいつのお話は平岡大臣にはお聞き届けいた だいたわけでありますが、そうすると、官だけでは なくて民もということが大事だと思います。経 済界においても、やはりそういう意味で、企業 法務であるとかいろいろな形でそういう職場を広

げていかなきゃいけない。もちろん、最初から申 上げておられるとおり、弁護士さんのための部分も あるでしょうけれども、それをやることによつ て、結局、法科大学院修了者もカバーされるとす れば、それはなおいいことだと思います。

ここは大臣として、広く法科大学院修了者、 言ってみれば、法曹の道を志した若い人たちが、 それぞれまた、仮に試験は三振したかもしれない けれども、社会の中では大いに意義に頑張つて いるんだ、そういう道を開いていくための、法 務省としていいますか、もつと言えれば内閣とし てということになるんでしょうけれども、具体的 な取り組み、ぜひこういうものに踏み出していた だきたいという思いもあります。既にいろいろ と働きかけておられるのであれば、経済界側はど んなような反応で受けとめておられるのか、こう いったことを含めて、まよりの答弁をひとついた だきたいと思っております。

○平岡国務大臣 御答弁申し上げます。

その前に、先ほど、三千人の目標を下回ったこ とは遺憾であるという答弁書は、きょうの答弁書 じゃなくて、九月二十七日に出した答弁書に書い てあったということで、その点はちよつと訂正を させていただきたいというふうに思います。

そこで、御質問の件でございますけれども、法 科大学院修了者の方々の働く先という点について 言えば、これは司法試験は試験でありますから、 当然、合格する人もいれば、不合格になる人がお られる。どんな状況であれ、多いか少ないかは別 として、不合格の方がやはりおられるわけで、そ ういう人たちもちゃんと人生設計が描けるという ようなことがやはり非常に大事なことだというふ うに思います。

実は、民間の企業でどういうふうには働いてい るかということについては、日本組織内弁護士協会 というところがあって、そこが調査をした結果に よりますと、平成十三年が六十四人であったのに 比べまして、平成二十三年の企業内弁護士総数は 五百八十八人ということで、相当程度拡大してい

るといふふうな状況もございます。そういう意味では、企業の中でも、企業の中に弁護士を持つていふことの必要性なりあるいは有用性というものは認識をされているとは思いますが、ただ、他方で、ある経済界の方に言わせると、当初、司法制度改革をしていいたときに比べるとそんなに需要はないよというふうに言っておられる方もおられるというふうにも聞いております。

ぜひ、そういう点も含めて、私は、フォーラムの中で、いろいろな方々の意見なり、あるいはいろいろな分野における状況把握というふうなこともしっかりと行うことができる仕組みになつておりますので、そこでしっかりとまた議論をしてい

ただきたいというふうにも思いますし、できる限り、日本の中で、当初、司法制度改革で期待されていたような、専門的な識見を持った、そして能力としても非常にすぐれた方々が社会で活躍される時代というのはいはりこれからも望まれる社会であろうというふうに思いますので、いろいろな場面で働けるような機会ができるように、皆さんにもしっかりと議論をしていただきたいというふう

○橘(慶)委員 ありがとうございます。
それで、これは法務省さん、文科省さんということでお話を伺ってきたわけですが、実は、私がいつもお世話になっております総務委員会の方に来られます総務省さん、こちらでは政策評価というお仕事がありまして、この政策評価で、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する評価をやっているわけがあります。

そこで、評価のあり方、方法ということについては既に出ていたわけでありまして、これはちょっと飛ばさせていただきます、それを踏まえて、現在、法科大学院、弁護士会、都道府県及び市区町村を対象に、当該政策の効果の発現状況についての調査を行っておられる。これから、きょう話題にしました在学生を含めて、教員とか法曹養成制度の関係者、その他関係団体等の皆さんを対象に調査の実施を予定されている、こういうこ

とであります。
そこで、先ほどから法曹フォーラムという話もあるわけですが、政策評価におけるこの評価結果の取りまとめの時期、これはどういうふうにお考えになつておられるのか、このことをお伺いしたいと思つております。

○主濱大臣政務官 総務省が進めております、ただいまお話のありました法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価、これは政策評価法第十二条第一項に基づいて、政策の所管省庁や政策を検討する組織とは異なる第三者的立場、そういう立場から今現在評価を実施しているところでございます。

そして、評価結果につきましては、現在調査中でありまして、できる限り早期にまとめてまいりたい、このように考えているところでございます。
○橘(慶)委員 これは実は事前にも確認してはいるんですが、そうすると、こちらで二十五年五月という取りまとめのスケジュールを持つておられるけれども、それとはかわりなく、政策評価であるから、速やかに、可能な限り早く出す、こういうことでよろしいんですね。

○主濱大臣政務官 かなり微妙なところなんですけれども、できれば年度内、こういうことを目途に頑張つてまいりたいというふうにも思つております。
○橘(慶)委員 そんな意味では、総務省さんの方でもいろいろ調べておられ、そういう知見を生かしていただきながら、在学生の実態、あるいは今いわゆる試験を受けている、あるいは試験を受けてどうしようと言つていらっしゃる実態、こういったものを全部踏まえていただきながら、ぜひ一つのおまとめをいただきたいと思つております。

今本当に、国では、臨床研修をめぐつてお医者さんの数をふやしていくという話があったり、薬剤師さんは四年から六年に養成期間を延ばしたり、いろいろなことをやっております。そういう

中で、こういう専門的なプロフェッション、士業というものをどういうふうに位置づけていくかというのをぜひよくお考えになつて、とにかく、実際、最前線にいるそういう若い方が困らないようなことをお考えいただきたい。このことを申し上げて、もしこういう質問で審議に役に立つたとすれば幸いです。
○小田委員 次は、城内実君。
○城内委員 国益と国民の生活を守る会の城内実でございます。

まず、司法修習生の給与の問題について質問させていただきます。正直に申しますと、私はもともと貸与制ではないかという立場にありました。しかし、ビギナーズ・ネットの皆さんを初めとする院内集

会に参加して生の声を聞いていくうちに、転向したんです。私は弁護士資格はありませんけれども、そういう生身の声を聞いていくうちに、やはり弁護士を目指している方々、あるいは、もちろん裁判官あるいは検察官でもいんですけれども、司法を目指している方々は、社会正義、あるいは弁護士さんですと人権の擁護、こういった非常に公共性というか社会性の高い仕事に従事するわけですから、私は、国費で給与を負担して何が問題なのかと。

ちなみに、貸与制賛成論者のいろいろな意見も調べてみたら、限りある財政資金を効率的に活用する必要があり、要するに、お金が足りないから国民の理解が得られないという、何か本末転倒な、そういう議論が展開されています。あるいは司法修習生が大幅増加したためとか。そんなのは初めからわかっているわけでは、私、公務員じゃないからといいますが、私、私がいろいろ調べたら、準公務員的な、先ほど申しましたような公共性の高い仕事ですから、私は、貸与制というのには余りにもひどいんじゃないのかな、そういう感じがしたので、今は信念を持って、これは給

費制を存続すべきだという立場に転向いたしました。そのことをまず申し上げたいと思つてます。
さて、質問ですが、今般、政府から、経済的理由で修習資金の返還が困難な方々に返還猶予期間を設けつつも、貸与制に移行するという趣旨の改正案が出されました。現状では法曹界全体の改革が必要であると思つて、その中で修習生の修習資金についても検討すべきという立法趣旨に私は賛同しつつも、給費制の存続という前提に立つてこうした抜本的な見直しが必要であると思つて、そういうふうにも考えております。

そうした中、法曹の養成に関する制度の見直しを行う平成二十五年十月三十一日までの二年間は貸与制を停止し給費制を続けるという改正案の修正案が公明党の大口委員から提出されましたけれども、私としては、本修正案の趣旨に基本的に賛同する立場から、以下の質問をさせていただきます。
まず第一に、司法修習生への修習資金制度というのには、先ほど述べたように、まさに法曹全体の今後にとって重要な問題だと思つて、ぜひとも与野党がきちんと協議をして、全会一致で決めるべき法案であると私は思いますが、この点について、提出者の大口委員、そして引き続き大臣からの答弁、見解をいただきたいと思つてます。

○大口委員 ただいま城内議員から力強い信念に根差した御発言をいただきました、ありがとうございます。
私も公明党は、一つは、やはり法曹養成制度全体をしっかりと議論しないと、今、法曹養成が悪循環に陥つて、このままだと本当に司法を担っている法曹の人的基盤自体が崩壊してしまつて、そういう危機感に立つて、今回、しっかりと法律に基づく合議制の機関を設けて、そして国家戦略の観点からも、全体観に立つてこれは議論すべきだ。このことにつきましては、これはただ単に私も公明党だけではなくて、自民党さん、各党

異論はないと思つてますね。ですから、このこと

については私どもは合意はできる、このように思っております。

ただ、今のこの貸与制を維持するか、私どものように、貸与制を停止して給費制でやっていく、そうしないと、非常に法曹の人口が急減しておりますので、これに追い打ちをかけるようにさらに急減をして人的基盤を崩壊させるようなことは、我々は納得できない。この点がなかなか、今民主党さんの中でもやはり給費制を維持すべきだという、今、辻先生が大きくなずいておられますけれども、そういう方はたくさんいらっしゃるんですよ。

ですから、そういう点では、しっかりと協議をしていけば合意できるんじゃないかという期待もあるわけでありまして、なかなか、政府ということになりますと、財務省がらみをきかせております。財務省のそういう財政的制約というようなことじゃなくて、本当にこの国の将来を考えるとどうするんだ、国の人材を育成するということについてやはりきちっとお金を使うということ、これも大事なことじゃないか、こう思っております。協議して合意できるものであれば、それはさせていただきたいとは思っております。

○城内委員 ありがとうございます。
本日に、財務省の論理ではなくて、まさにこういうところに政治主導をしていただきたいと思っております。

次に、大臣ですけれども、死刑制度については大臣は何か独自の考えを持っていらっしゃるようですが、まさにこの司法修習生の問題についてこそ大臣にぜひ政治主導を発揮していただきたいと思っておりますが、大臣、どうですか。

○平岡国務大臣 今回の法案につきましては、これはちょっと経緯がある話ですね。

昨年の十一月にこの法務委員会で決議をしていただいた事項、二つ項目があったわけですが、一つはこの給費制の問題、そしてもう一つは法曹養成のあり方全体の問題、これを議論しな

いということをごいまして、それに基づいてフォーラムというのをつくって、そのフォーラムが給費制のあり方についての考え方を第一次取りまとめという形で出されたということでございます。それを踏まえて今回出させていただいているわけですね。

ただ、その議論の過程の中で、やはり法曹全体の問題をしっかりと議論しなければいけないんだということについては、私もそう思います。だからこそ、連携法の中で二十五年度の四月から検討を開始しなさいというふうになっていることについても、それをにらみながら、今議論しているフォーラムにおいてしっかりと議論をして、二十五年の四月、法律で定められている期限が来たならば、できるだけ早く結論が出るようにしていきたい、そういう思いで今我々としては進めているということでございます。

○城内委員 大臣、フォーラム、フォーラムとおっしゃいますけれども、ではフォーラムの議論がすべて正しいかという、そうじゃないと思えますね。まさに財務省の論理に引つ張られている感じもします。国民の理解を得られないと言いますけれども、私も一国民ですけれども、私のように国民がまさに修習生の実態を理解したら、絶対理解を得られると思えます。そういう努力もせず、何か国民の理解を得られないから貸与制にするのだというふうな論理こそが私は破綻していると思えます。

次の質問ですが、本年、二千六十三名の方が司法試験に合格されました。しかし、二千一名しか司法研修所に進んでいないと伺っております。つまり、六十二名の方は何らかの理由で司法修習を辞退したということですが、これは過去最悪の数字のようでありまして、中には、これはビギナーズ・ネットの方ですけれども、明らかに経済的な理由から辞退した方がいらっしゃるんですね。このような現状を大臣はどうお考えでしょうか。

○平岡国務大臣 実は、六十二名の方が辞退され

たという点については、今回初めてこんな事態ということではなくて、昨年も五十二名の方が辞退されている、その前も二十二名の方が辞退されているというようなことで、辞退されている方はおられるわけでありまして。

その理由は、今回委員が御指摘のように経済的な理由という方もおられるかもしれませんが、あるいは、ほかの道に行く、これは永遠ということではなくて、とりあえず行くという方もおられるんじゃないかなというふうに思います。先ほど言いましたけれども、棚橋さんも多分そういう人だったんだらうというふうに思います。

そういう意味では、先ほど言いましたように、この六十二名の方が一体どういう状況でこうなっているのかということについては、もう少し調べてみないと結論的には言えないんじゃないかなとは思っています。

○城内委員 いや、六十二名が全員経済的な理由でないにしろ、経済的な理由で辞退した方がいらっしゃるんですよ。だから、やはりそういった点をきちっと踏まえて御答弁いただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきますが、先ほど漆原委員の方からも御指摘ありましたけれども、海外における状況についてお聞きしたいと思っております。

私は十年ドイツに滞在いたしました。ドイツでは給費制に類似した制度が今でもありますし、お隣の韓国でも給費制だというふうに向っております。私は、例えばドイツについては特に学ぶべき点が多いんじゃないかと思っておりますが、大臣はそれを参考にしないんでしょうか。この点についてお答えいただきたいと思っております。

○平岡国務大臣 我々の方でも調査をしてくるわけでありまして、我が国のように、裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得するための統一した修習制度を設けている国は、承知している限りではドイツのみであります。

ドイツでは、各州によって内容は異なっているようでありまして、給費制が採用されているというところではあるようですが、そこでは法科大学院制度は設けていないという点が我が国と異なっている。それから韓国は、先ほど大口委員の方からお話がありましたように、平成二十四年から司法修習制度が廃止されることになったというところなので、この給費制の問題についてもなくなってきたというふうな承知をしているところがございます。

○城内委員 いずれにしましても、民主党の中にも給費制存続を求める声が非常に大きいというふうに向っております。給費制存続に向けて大いにかじを切っていただきたいと思っております。

また、受験の機会三回で資格を喪失するというのも、私はこれは職業選択の自由に対するんじゃないかな。例えば、若いころ二回、三回チャレンジしたけれども、また七十代になっても一度チャレンジしようという生涯学習の観点からも、こんな三回でお願いなんというの、私はこれは人権侵害じゃないかと思えます。こういった点についても、しっかりと議論していただいて、そんな機械的なことはやめていただきたいと思えます。

次に、人権救済機関の設置の問題について、十二月二日にちょっと時間が足りなかつたので、残された課題について質問させていただきますと思っております。

会期は九日までということなのですが、このまま閉会となればきょうが最後の質疑の機会となります。次は来年の通常国会での議論となりますが、二日の法務委員会では、法案提出の時期について、「個人的には遅くとも来年の通常国会には提出したい」中略「この段階に至っておりますと、遅くともという言葉が多分もう実務的にも事実上も難しい状況になってきているのかな」と、何か非常にいい状況におっしゃられました。いつ法案提出となるかという質問は、私自身も、恐らく法務省にも数多く来ていると思うんですね。国

民の関心が非常に高い問題です。いつなのか。そこで確認ですけれども、遅くともという言葉が難しいというのではどうということなんでしょうか。断念しているわけじゃないんですが、もう少し議論を深めて、もつともつと、一年、二年後にするということなんでしょうか。あるいは、早ければやはり来年の通常国会に提出したいということなんでしょうか。はっきりとお答えいただきたいと思ひます。

○平岡國務大臣 私がこの前ここで答弁させていただいたことは、実は、たしか九月の十二日だったと思ひますけれども私がインタビューに答えて言ったときに、遅くとも来年の通常国会にはということ個人には思っていますということ、そのときには、臨時国会も念頭に置いて、早ければ臨時国会、遅くとも来年の通常国会ということでございます。早ければ臨時国会ということのもう選択肢としてなくなつたということなので、先ほどの遅くともという言葉がもう使えなくなつたということをお委員会で答弁申し上げたということでございます。

逆に言えば、そういう状況になつたということであれば、個人的には早ければ来年の通常国会にもというふうには思ひますけれども、ただ、今の作業状況等を考えますと、今法務大臣として確定的にこのときまでということが言えるような状況ではないということも承知しているところでございます。

○城内委員 早ければ来年の通常国会ということですが、やはりこの問題は国民全員あるいは日本に居住している外国人全員にかかわる非常に大きな問題ですから、しっかりと時間をかけて、拙速を避けていただきたいと思ひます。

次の質問に移りますが、改めて、人権救済機関を設置したらお金がどれだけかかるのかと私は何度も何度も質問しているんですけども、大ざっぱな数字すら出てこないんですね。

大臣は、十月二十五日の法務委員会で私の質問

に對して、人権擁護局の人権擁護施設について年間約三十億円の費用がかかる。これは、人件費を除いて、要するに給与を除いて多分人権啓発等にこれだけかかっていることですが、實際幾らかかるのかというの、やはり費用対効果もありません。私は、よもや、これは法務省のOBの天下り先として、法務省のOBの人権ならぬ人件費を捻出して救済する機関、国民の人権救済機関じゃなくて法務省のOBの方々の人件費捻出救済機関になるんじゃないかなと。非常に皮肉を込めて言っているんですけどもね。

まず、人件費も含めて、どれだけの組織をつくって幾らお金がかかるのかというのを、これは三条委員会なんです。強力な権限を持つていて、一つ並べてという話じゃないわけですから、それははっきりと出しているべきです。

そして、本当にそんなにかい組織をつくつて、人をいっばい、そして給与を手当てして、でも年間一、二件しか相談に來ないなんという事になつたら、これは公務員のままに人件費捻出救済機関みたいになつてしまひますから、私はこれは冗談で言っているんじゃないから、私はいくことにもっと真剣に皆さんの方で理論武装してください。そういう説明が全くないから、こんなのは必要じゃないという声がインターネットを初め国民の中から出てきています。

大臣、どうですか。

○平岡國務大臣 どれだけの費用がかかるのかという事について言えば、今現在、新しい組織をつくる場合の組織権限の詳細とか、あるいは救済手続のあり方とか、引き続き検討を要する事項が少なくないので、今検討を進めているという状況のもとでございます。予算や人員に関しては、関係省庁との協議が必要であることからは御理解いただけるらうというふうに思ひます。

確定的なことは申し上げられないということをお前提でお答えいたしますれば、この前、八月に法務省政務三役で基本方針というものを示させていたございました。それを大まかに、ある程度こんなことになるのではなからうかということ想定しながら申し上げるわけでありませうけれども、現在の法務省の人権擁護局の所掌事務をすべて新たな人権救済機関が所掌することになれば、新たな機関の設置に伴つて人権擁護局は廃止されることになるであらう。そして、人権救済機関の地方組織については、基本方針において、全国の法務局、地方法務局及びその支局の活用、充実に努めることとしている、その方針に沿つて今検討を進めていく。さらに、基本方針では、全国の人権擁護委員についても、現在の委員及びその組織を活用し、活動の一層の活性化を図るものとしていくということでございます。

そういうことで考えますれば、新たな人権救済機関の予算や人員については、既存の組織を改廃、活用する方向での検討状況を踏まえて、これから引き続き検討していくことになるわけでありませうけれども、せんだつて私が申し上げましたように、平成二十三年度の法務省の人権関係の予算は、人件費を除いて約三十三億といたしまして、人権担当職員の定員が二百六十二名というところでございますので、これに人件費一人当たりどのぐらいかというのを掛ければ、二十億程度ぐらゐのぐらゐかなというふうにも思ひます。合わせれば五十三億、これが平成二十三年度でありますけれども、今私があるの申し上げたような仕組み、あるいは人員というものを考えていきますれば、この数字と大きく変わるようなことは余りないであらう。

先ほど、委員が法務省のOBの人件費捻出救済機関ではないかというふうに言われましたけれども、OBというふうに言われた趣旨がよくわかりませうけれども、特にOBをこの組織のために新たにどんどん取り込んで、そこに人件費を払つて

いこうという発想は、今の検討の中では特に私としては聞いていないところでございます。なお、先ほど九月十二日のインタビューと言つたのは、九月十三日の間違いでございますので、訂正させていただきます。

○城内委員 ですから、今大臣まさにおっしゃつたのは、既存の組織を使って、それで人権擁護局を廃止してというようなお話がありましたけれども、やはり人が足りなければ、例えばOBの活用も含めていろいろと、では、裁判員みたいに人権救済機関の職員を急に抽せんで選ぶんですか、そうじゃないと思ひますよ。やはり法務省のOBとかそういった方々も含めて、これははっきり言うことと焼け太り作戦のような感じですから、そういうことを實際やるのかどうかということをちゃんと国民に提示していただいでやっていたたかかないと、私は国民の理解は得られないというふうに思つております。

そしてまた、既存の組織を使うというのであれば、どこが政府から独立した機関なのか。形だけ、形式的に独立しているように見えても、實際は、人権擁護局のまま廃止になつて、新たな巨大な人権救済機関という組織ができて、人員がふえて予算もふえているということを多分目指しているんじゃないかなと私は推測をしますけれども、そうしたとしても、やはりきちんと、どういった組織をどの程度つくるのかという、財務省に要求する概略ぐらゐは示していただきたいと思ひます。

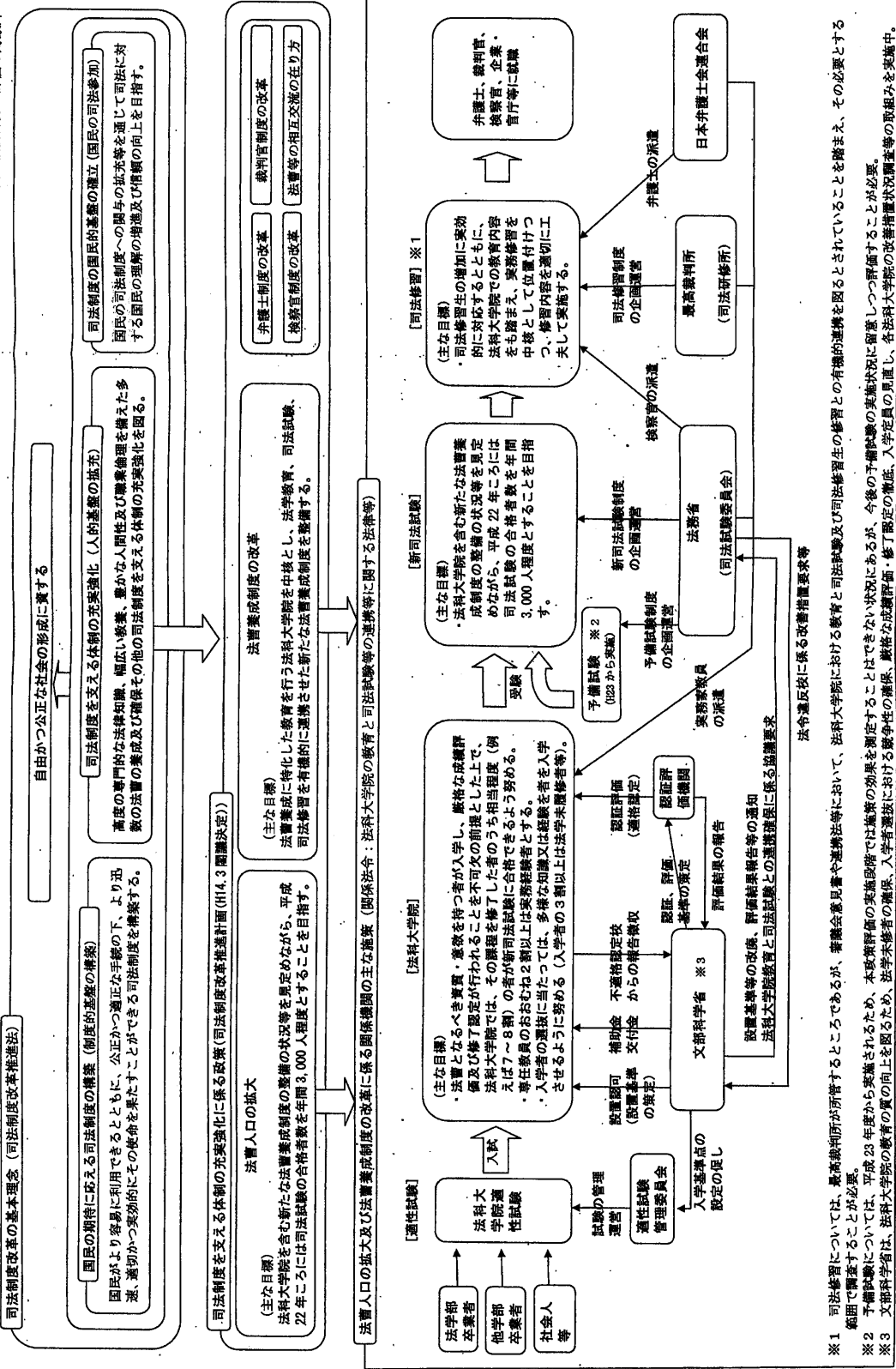
ほかにまだ聞きたいことはたくさんありますけれども、きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後零時二分散会

〔参照〕(委員 階猛君から提示された参考資料)

別紙1
凡例：網掛け部分は評価の対象外

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革の体系 (イメージ) (未定稿)



※1 司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、審議会意見書や連絡法等において、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要。
 ※2 予備試験については、平成23年度から実施されるため、本政府評価の実施段階では効果の効果を測定することはできない状況にあるが、今後の予備試験の実施状況に留意しつつ評価することが必要。
 ※3 文部科学省は、法科大学院の教育の質の向上を図るため、法学未履修者の確保、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者(入学者の3割以上は法学未履修者等)を入学させるよう努める。

注冊

法務省行政評価局が「法科大学院(法曹養成制度)の整備に関する状況調査報告書」(2010年12月)より抜粋

【資料1】

第一類第三号

法務委員會議録第四号

平成二十三年十二月六日

平成二十三年十二月十五日印刷

平成二十三年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇